

固定価格買取制度に係る設備認定の 申請方法のご案内 (50kw未満の太陽光発電設備)

再生可能エネルギー 入力支援システム操作マニュアル

平成26年2月12日(第十六版)

資源エネルギー庁新エネルギー対策課

目次

1. 本システムの概要	
(1) 本マニュアルについて	3
(2) 本システムをご利用いただける方	4
(3) 本システムの利用者について	5
(4) 手続の流れ	7
(5) 手続に当たっての留意点	10
2. システムご利用の登録	11
3. ログインとログアウト	15
(1) ログインする	16
(2) ログアウトする	19
4. 太陽光発電設備の認定申請手続	
(1) 設備認定申請を行う	21
(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】	22
(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】	30
(4) 申請中の設備情報の参照、編集を行う	38
(5) 認定通知書出力を行う	39
5. その他の手続	
(1) その他の手続について	41
(2) 変更認定申請を行う	45
(3) 変更認定申請を行う(ログインID・パスワードをお持ちでない方)	56
(4) 登録者の変更	58
(5) 軽微変更届出を行う	60
(6) 廃止届出を行う	70
(7) 連絡先変更を行う	74
(8) 設備情報参照を行う	77
6. 登録者情報の参照・修正、パスワード変更	
(1) 登録者情報を参照する	79
(2) 登録者情報を修正する	80
(3) パスワードを変更する	82
7. 屋根貸し事業(複数太陽光発電設備設置事業)について	
(1) 屋根貸し事業(複数太陽光発電設備設置事業)とは	84
(2) 屋根貸し事業(複数太陽光発電設備設置事業)の設備認定申請方法	85
(3) 申請時の注意点	86
8. 参考: ダブル発電とは	87
9. 参考: 軽微変更届出・変更認定申請の運用について	88
10. 参考: 発電出力の考え方について	94
11. 参考: 発電設備区分について	95
12. 参考: 外字入力について	96
13. 本マニュアルに関するお問合せ先	97
14. マニュアル改訂履歴	98

1. 本システムの概要

(1) 本マニュアルについて

- 本マニュアルは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の規定に基づく太陽光発電設備（発電出力50kW未満のものに限る※）の認定申請等を行うためのシステム（入力支援システム）の操作方法について解説したものです。

※平成25年1月10日より、本システムの対象範囲が10kW以上50kW未満にまで拡大されました。

- 利用者は、本システムを通じて法律上の手続を行うこととなる点をご理解いただいた上でご利用ください。
- 法律の内容に関する説明は、本マニュアルでは取り扱っていません。

1. 本システムの概要

(2) 本システムをご利用いただける方

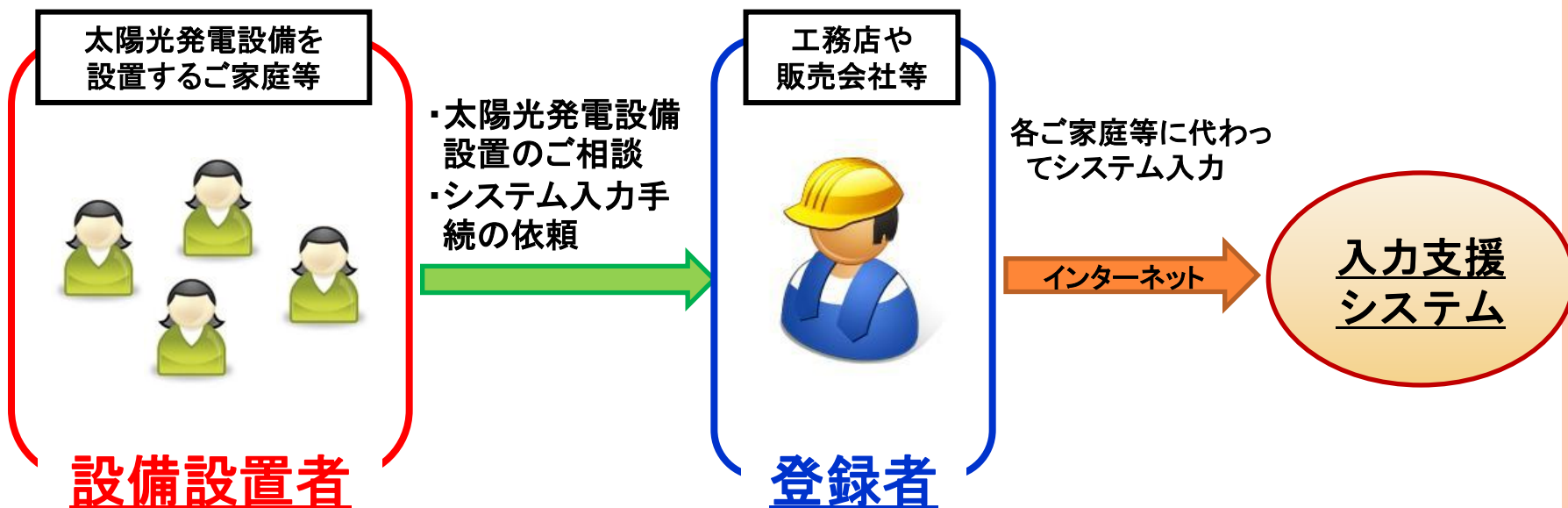
- 事務所、ご自宅等でパソコンでインターネットに接続できる環境にある方。
- 入力支援システムをご利用いただけるのは、発電出力50kW未満の太陽光発電設備の認定申請を行おうとしている方のみです。
- 以下のいずれかに該当する方は、本システムをご利用いただけませんので、紙媒体で申請してください。これらに該当する場合の申請先は各地方の経済産業局です。
 - ① 太陽光以外の再生可能エネルギー発電設備（風力、地熱、バイオマス、水力、及びこれらの併設）の認定申請を行う方
 - ② 発電出力50kW以上の太陽光発電設備の認定申請を行う方

1. 本システムの概要

(3) 本システムの利用者について①

- 本システムでは、以下のようなご利用の形態があります。

i. 工務店や販売会社等（以下「工務店等」といいます。）がご家庭等に代わってシステム入力手続を行うケース



※ このケースでは、本システム上、ご家庭等が設備設置者、工務店等が登録者となります。

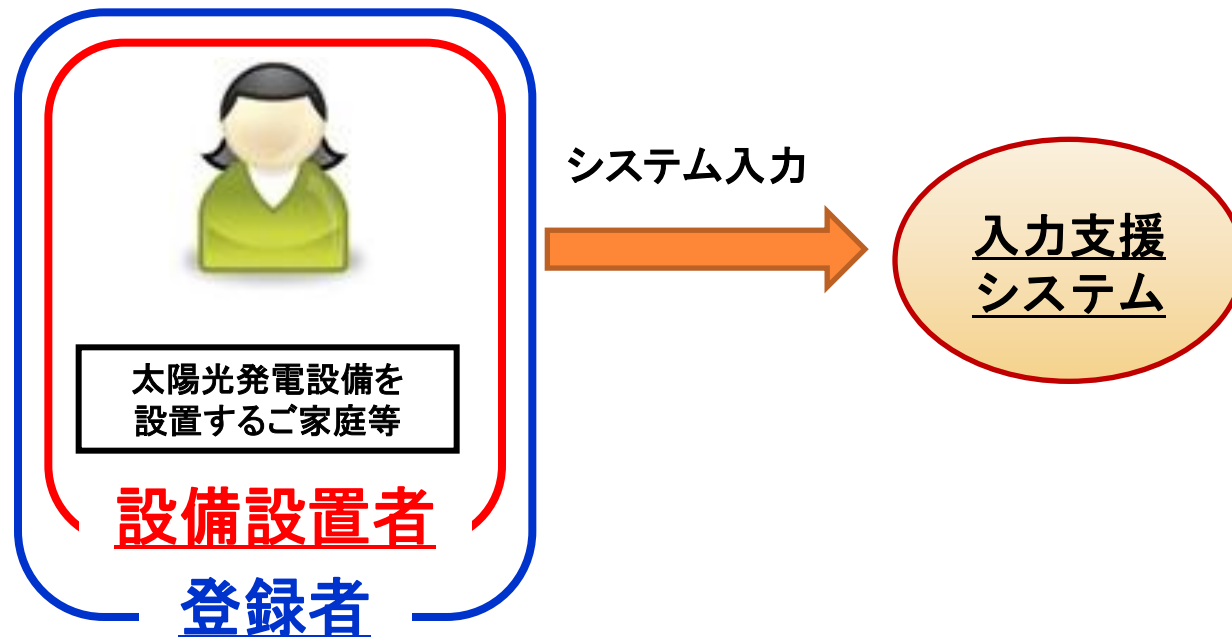
※ 工務店等は、必ず各ご家庭等のご同意を得た上で入力を行ってください。

※ 工務店等は、認定通知書等を、必ず各ご家庭にお渡しください。

1. 本システムの概要

(3) 本システムの利用者について②

ii. ご家庭等がご自身でシステム入力を行うケース

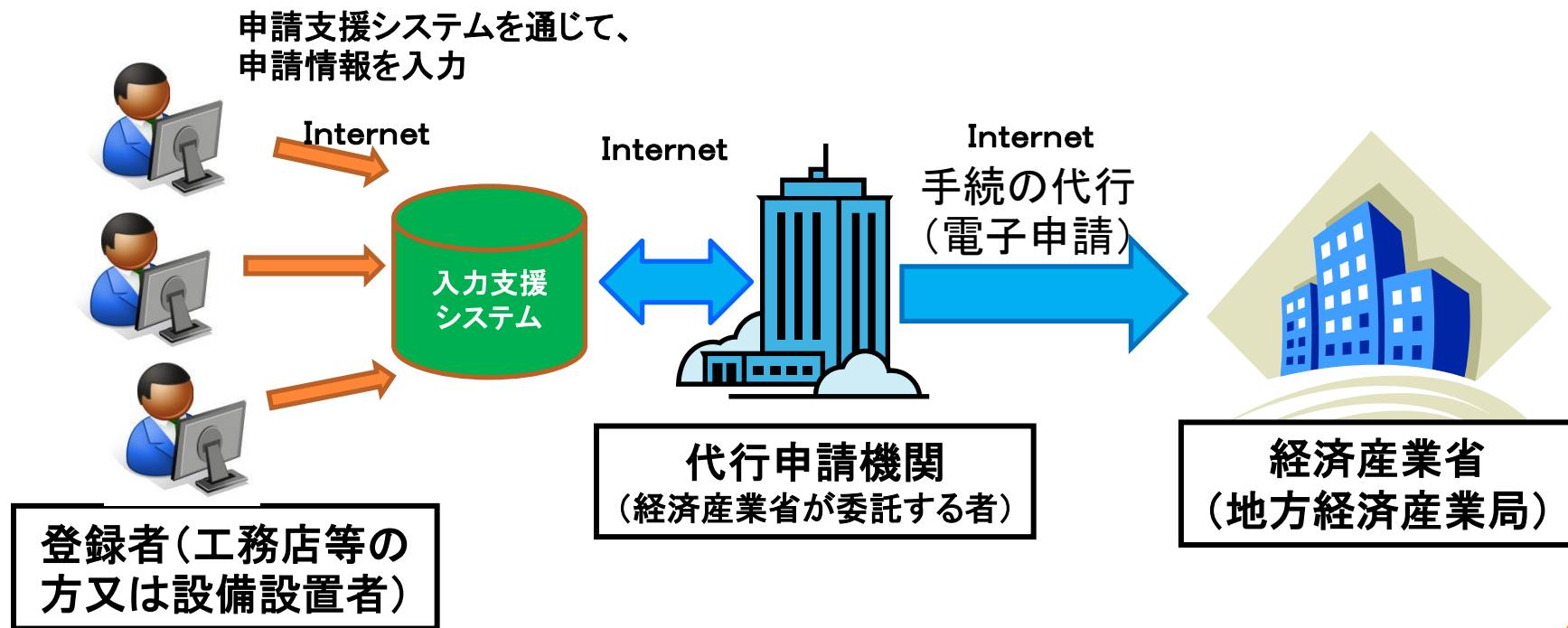


※ このケースでは、本システム上、ご家庭等が設備設置者 兼 登録者となります。

1. 本システムの概要

(4) 手続の流れー①

- 登録者は、自らの登録者情報及び申請しようとしている太陽光発電設備に関する設備情報等を入力します。
- 入力された情報は、経済産業省が委託する代行申請機関に転送されます。
- 代行申請機関は、申請された情報を取りまとめ、申請者の方に代わって経済産業省への手続を行います。

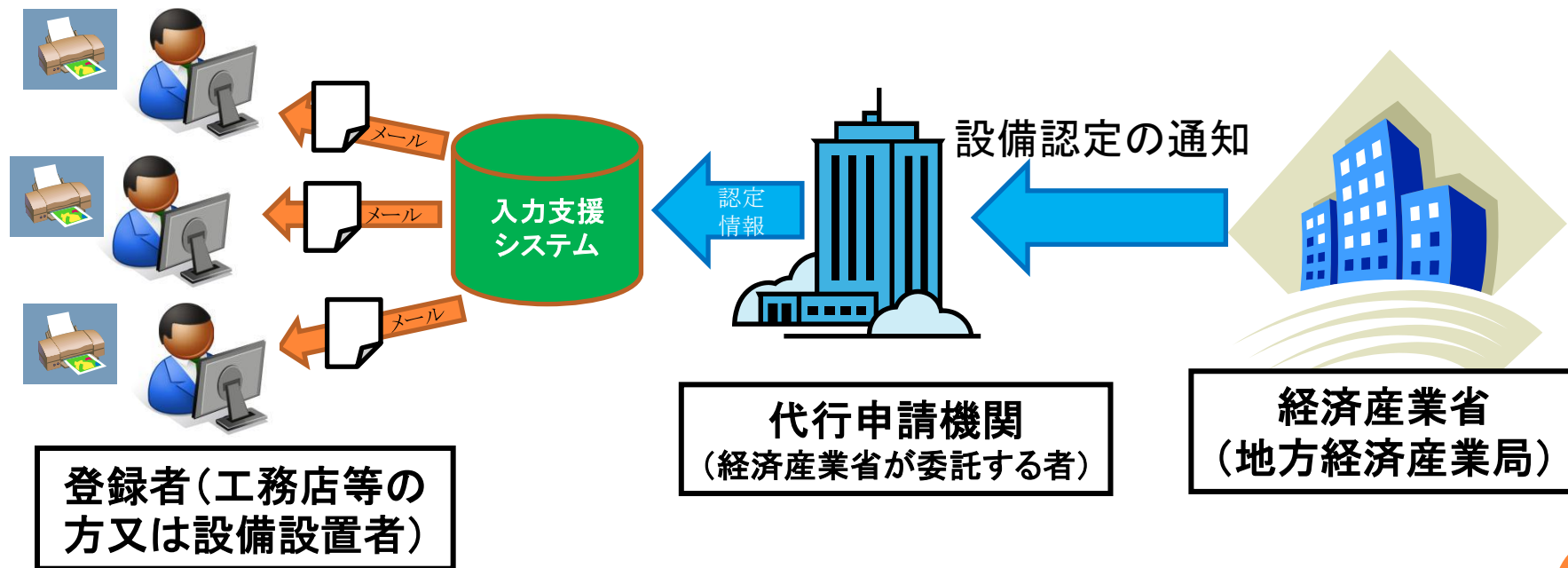


1. 本システムの概要

(4) 手続の流れー②

- 申請された内容が審査基準を満たしていた場合、経済産業省は代行申請機関に設備認定の通知を行います。
- 認定されると本システムより登録者に認定された旨のメールが送信され、登録者はそれを確認後、本システムを通じて設備認定通知書をダウンロードし出力することができます。

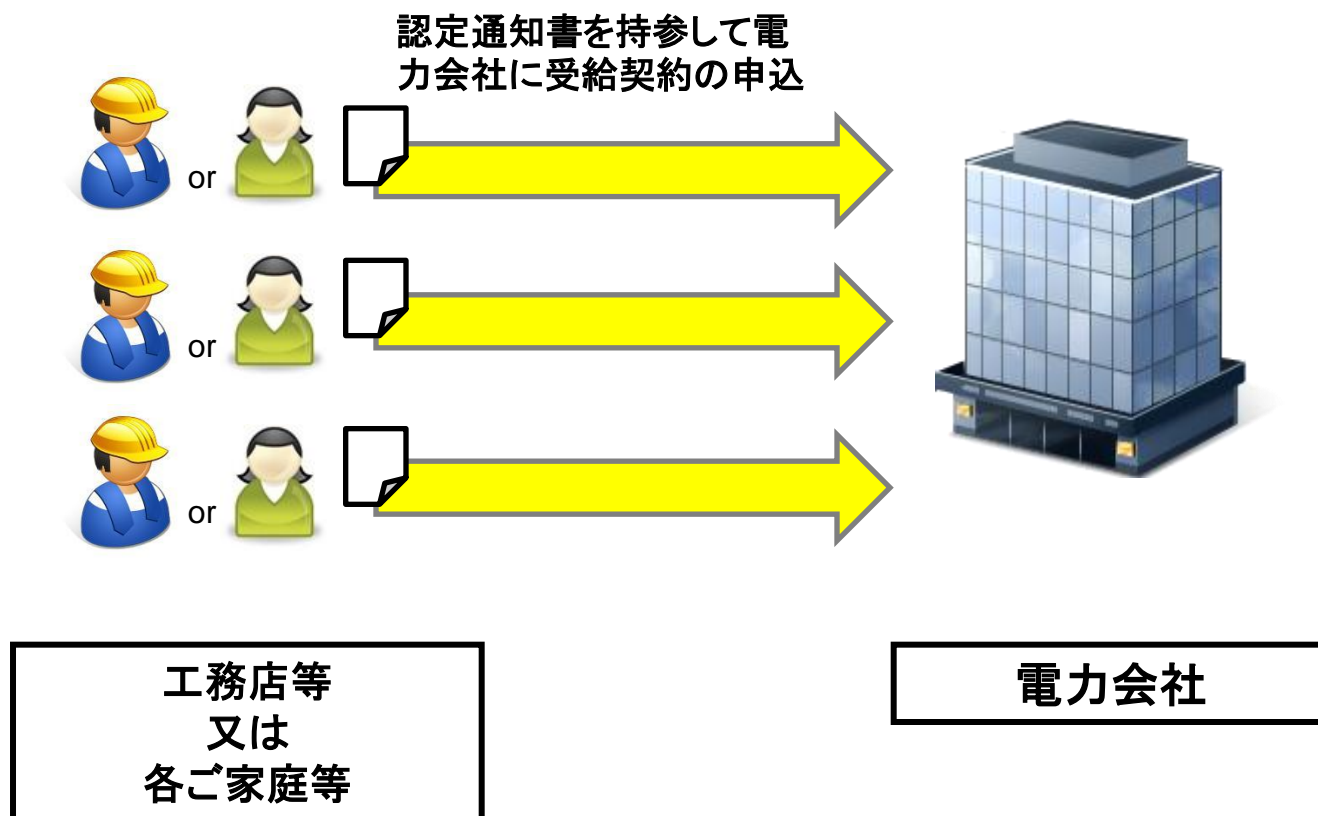
申請支援システムを通じて、認定通知書をダウンロード・出力



1. 本システムの概要

(4) 手順の流れー③

- 出力した認定通知書を電力会社に提出して、受給契約の申込を行ってください。



1. 本システムの概要

(5) 手続に当たっての留意点

- 申請時に入力する住所、氏名等の情報は、必ず電力会社との契約名義と一致するようにしてください。
- 申請内容に誤り等があった場合、不認定となります。この場合、申請時に入力した内容をご確認いただき、誤り等を修正の上、再度申請手続きを行っていただくこととなります。
- 認定を受けた後、申請時に入力した内容に変更が生じた場合、必ず変更認定申請、又は軽微変更届出手続等を行ってください。（変更する内容によって手続が異なります。）
- 認定を受けた設備を廃棄する場合、必ず設備廃止届出手続を行ってください。この場合、廃棄に伴うマニフェスト（写）、廃棄後の現場写真をJPEA代行申請センターまで郵送によりご提出ください。認定を受けた場所に設備を設置しなくなった場合には、原則として設備廃止届出手続を行ってください。
（送り先）一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター（JP-AC）
〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-10 西新橋エクセルビル4階
- 審査結果（認定・不認定）が出るまでの期間は約1ヶ月です。なお、買取期間は特定供給契約に基づき電気の供給が開始された時点から起算します。申請手続きや審査に要した期間は買取期間に含まれません。
- 軽微変更届出を行っても認定通知書の内容が変更されたり、受理後に通知書が届くことはありません。軽微変更届出を行った場合における電力会社との契約手続の方法については85～90ページをご参照ください。
- 本システムを利用できるウェブブラウザは「Internet Explorer」（バージョン6.0以上）、Google Chromeです。その他のブラウザについては対応していません。

2. システムご利用の登録

- 本システムを初めてご利用される方は、再生可能エネルギー発電設備登録・管理ホームページ (<http://www.fit.go.jp>) にアクセスし、「新規登録」から本システムご利用の登録を行ってください。

<http://www.fit.go.jp>からアクセス



再生可能エネルギー発電設備登録・管理 ホームページ

お知らせ

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が平成23年8月26日に成立し、平成24年7月1日より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」がスタートすることが決まりました。

【平成25年1月10日より適用】

2013年8月6日【入力支援システム操作マニュアル】を更新しました。

・2013年7月30日 設備の所在地を軽微変更届出により変更できるのは、一定の条件の下に制限されます。特に運転開始前であって、当初認定を受けた場所と実質的に異なる場所で発電事業を行おうとされる場合は、当初の認定設備を廃止の上、新たな事業場所について新規の設備認定を行っていただく必要があります。ただし、50kW未満の運転開始済みの設備の所在地変更は可能です。(最新版マニュアルのP.64、65をご確認ください。)

・2013年7月24日 軽微変更届出にて設備の所在地を変更いただく際、設備の所在地変更理由の所在地変更理由をお選びください。

・2013年7月4日 変更認定申請や軽微変更届出の際、過去に登録済みの太陽光パネル型式につきましても、発電出力10kW未満・以上を問わず、パネルの種類、変換効率を入力の上、ご申請ください。

・2013年7月1日 設置場所未確定時の注意事項をマニュアルに記載しました。設置場所が新築物件等のため番地が確定していない場合は、必ず「設備の所在地」の末尾に「(番地未確定)」と入力してください(町名・〇丁目等確定しているところまでは必ず記入願います。)(最新版マニュアルのP.24、31をご確認ください。)

・2013年7月1日 軽微変更届出に伴い設備所在地の変更手続きが可能となる条件をマニュアルに記載しました。

出力50kW未満の住宅用太陽光発電設備に係る設備認定申請サポートシステム

◆設備認定申請はこちら
(ログインID/パスワードをお持ちの方)

ログイン

◆新規ユーザー登録はこちら

新規登録

※この入力支援システムは、発電出力50kW未満の太陽光発電設備の認定申請を行う方のみご利用いただけます。

◆ログインID/パスワードの照会はこちら

ログインID・パスワード照会

◆入力支援システム

クリックして次に進む。

固定価格買取制度概要及び関連資料

みんなで育てる再生可能エネルギー
再生可能エネルギーの固定価格買取制度
◆インターネットを通じての申請ができない場合は、[こちら](#)をご覧ください。

全量買取関連情報

・各種統計情報
・設備情報

お問合せ

・「全量買取制度」に関するお問合せ

◆マニュアル、操作等に関するお問合せ
一般社団法人太陽光発電協会

2. システムご利用の登録

- 本システムをご利用いただける方、ご利用いただけない方が表示されます。記載内容をご確認の上、1. の条件に該当する方のみ、「新規登録に進む」を押して次の入力画面に進んで下さい。

クリックして次に進む。

新規登録に進む

2. システムご利用の登録

- 本システムを通じて申請情報を入力する方(登録者)に関する情報を入力します。

登録者情報入力画面

このシステムに入力を行う方(工務店などの方又は設備の保有者本人)の情報を入力してください。

◆(※)印は必須項目となります。

登録者情報

登録者郵便番号(※)	〒 <input type="text" value="100"/> - <input type="text" value="0013"/> <input type="button" value="住所取得"/>	[半角数字]
登録者住所(※)	※丁目・番地・号まで入力して下さい。 <input type="text" value="東京都"/> <input type="text" value="千代田区霞が関1-3-1"/>	[全角文字]
登録者氏名 (氏名/企業名)(※)	個人の場合は「氏名」、法人の場合は「企業名」を入力してください。 <input type="text" value="株式会社 東京工務店"/>	[全角文字]
登録者氏名 (担当者名)	個人の場合は未入力、法人の場合は「担当者名」を入力してください。 <input type="text" value="東京 太郎"/>	[全角文字]
登録者電話番号(※)	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[全角文字]
登録者FAX	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[全角文字]
登録者E-mailアドレス	※メールアドレスをご登録いただいた方には、申請の審査結果をメールでご連絡いたします。 <input type="text" value="saiene@energy.co.jp"/>	[半角英数字]
登録者E-mailアドレス (確認)	<input type="text" value="saiene@energy.co.jp"/>	[半角英数字]

内容確認

クリア

「登録者」とは本システムを通じて申請情報を入力する方を指します。工務店等がご家庭等に代わって入力される場合は当該工務店を、ご家庭等がご自身で直接入力される場合は当該ご家庭を「登録者」として登録してください。

「I」や「①」、「高」、「崎」などの環境依存文字は使用できません。これらの文字が含まれている場合は、それに相当する他の文字(外字入力について(p.96)を参照ください)を入力してください。(漢字をカタカナ表記に置き換える場合は環境依存文字に限りするため、入力可能な漢字は漢字を用いて下さい)

郵便番号を入力し、「住所取得」を押すと左のボックスには都道府県名、右のボックスにはそれ以降の住所が表示されます。番地等の表示されない部分は手入力して下さい。

メールアドレスは必ず入力してください。申請の審査結果等の重要なご連絡を入力いただいたメールアドレスあてに送信させていただきます。また、登録後にメールでIDとパスワードが送信されます。

2. システムご利用の登録

- 入力内容の確認を行った後、「登録」ボタンを押すと、ログインIDとパスワードが表示されますので必ず控えてください。

登録者情報確認画面

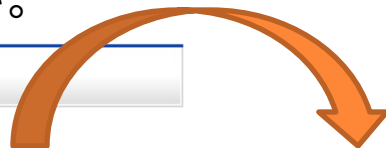
登録者情報

登録者郵便番号	〒100-0013
登録者住所	東京都千代田区霞が関1-3-1
登録者氏名 (氏名/企業名)	株式会社 東京工務店
登録者氏名 (担当者名)	東京 太郎
登録者電話番号	03-1234-5678
登録者FAX	03-1234-5678
登録者E-mailアドレス	saiene@energy.co.jp

上記の内容で登録します。登録してよろしければ「登録」ボタンを、修正する場合は「戻る」ボタンを押してください。

<input type="button" value="登録"/>	<input type="button" value="戻る"/>
-----------------------------------	-----------------------------------

入力内容に誤りがないかどうか確認して下さい。誤りがない場合は「登録」ボタンを押してください。



登録者情報登録完了画面

登録を完了しました。

下記のURLより、各種申請手続きを行ってください。

URL:<http://www.fit.go.jp/>

また、この後の申請手続きには、表示されているログインIDとパスワードが必要となります。

もし、本画面を開くとログインIDとパスワードが見えなくなりますので、必ず控えてください。

ログインID	hbad9358
パスワード	e8g9S64R

登録が完了すると、画面にログインIDとパスワードが表示されます。ID、パスワードは全て半角です。また、大文字・小文字の区別がありますので、正確に控えてください。
これらの情報は、今後、本システムで申請等の手続を行うに当たって必要となりますので、必ずプリントアウトする等して控えるようにしてください。

- 以上で本システムをご利用いただくための登録手続は完了です。発行されたログインID、パスワードを用いて、申請手続等を行ってください。

3. ログインとログアウト

- 申請手続等を行う場合、再生可能エネルギー発電設備登録・管理ホームページ (<http://www.fit.go.jp>) にアクセスし、本システムへのログインを行ってください。



お知らせ

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が平成23年8月26日に成立し、平成24年7月1日より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」がスタートすることが決まりました。

【平成25年1月10日より適用】
2013年8月6日【入力支援システム操作マニュアル】を更新しました。

・2013年7月30日 設備の所在地を軽微変更届出により変更できるのは、一定の条件の下に制認定を受けた場所と実質的に異なる場所で発電事業を行おうとされる場合は、当初の認定設備の設備認定を行っていただく必要があります。ただし、50kW未満の運転開始済みの設備の所在地を。 (最新版マニュアルのP.64、65をご確認下さい。)

・2013年7月24日 軽微変更届出にて設備の所在地を変更いただく際、設備の所在地変更理由を選択いただくこととなりました。該当する設備の所在地変更理由をお選びください。

・2013年7月4日 変更認定申請や軽微変更届出の際、過去に登録済みの太陽光パネル型式につきましても、発電出力10kW未満・以上を問わず、パネルの種類、変換効率を入力の上、ご申請ください。

・2013年7月1日 設置場所未確定時の注意事項をマニュアルに記載しました。設置場所が新築物件等のため番地が確定していない場合は、必ず「設備の所在地」の末尾に「(番地未確定)」と入力してください(町名・丁目等確定しているところまでは必ず記入願います)。(最新版マニュアルのP.24、31をご確認下さい。)

・2013年7月1日 軽微変更届出に伴い設備所在地の変更手続きが可能となる条件をマニュアルに記載しました。

出力50kW未満の住宅用太陽光発電設備に係る設備認定申請サポートシステム

- ◆設備認定申請はこちら (ログインID/パスワードをお持ちの方)
- ◆新規ユーザー登録はこちら
- ◆ログインID/パスワードの照会はこちら
- ◆入力支援システム

ログイン

新規登録

ログインID・パスワード照会

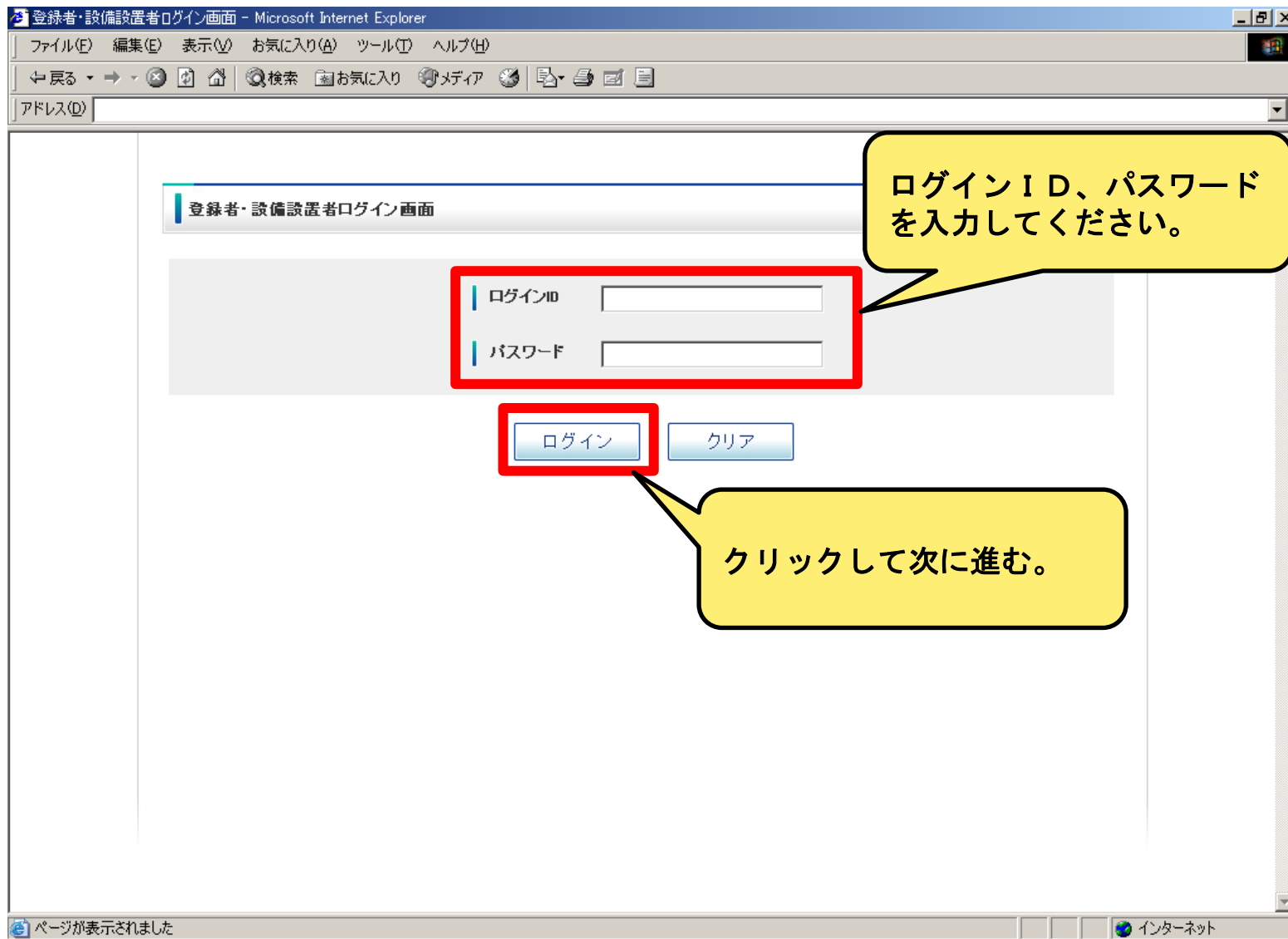
※この入力支援システムは、発電出力50kW未満の太陽光発電設備の認定申請を行う方のみご利用いただけます。

クリックして次に進む。

3. ログインとログアウト

(1) ログインする

- 発行済のログインID、パスワードを入力してください。



3. ログインとログアウト

(1) ログインする

- 始めに、申請に当たってよくある間違いが表示されます。必ず内容を確認の上、手続を行ってください。

申請手続を行う前にご確認ください。

－申請手続時によくある間違い－

- **入力支援システム操作マニュアルは2013年12月25日に更新されています。**

必ず最新版をご確認の上、お手続きをお願いいたします。

最新版のマニュアル【H25.12.25】は[こちらからダウンロード](#)してください。

- 新築住宅に太陽光発電設備を設置する等、申請時に住所(番地)不確定の場合は、**住所の末尾に(番地未確定)と記載ください**。また住所確定後は「軽微変更届出」が必要です。運転開始前の場合、「軽微変更届出」により設備の所在地変更ができるのは、確定していなかった番地が確定した場合や、同一事業敷地内にて設備の設置場所を動かしたために番地が変わった場合などに限られます。運転開始前に別の場所に設備を移動して発電を行おうとする場合には、元の場所の認定について設備の廃止届出を提出した上で、改めて新規の設備認定を取得する必要があります。

例)「〇〇県〇〇市〇〇町(番地未確定)」

- **太陽光パネル登録の際**、手入力で型式を記入すると審査に時間がかかります。また手入力の場合、入力ミスが多数発生しておりますので、**極力、「型式検索」にてご選択ください**。

- 太陽光パネル型式の検索を行う際、**型式は全て全角で入力**してください。また、「（ - 、 」、英数字なども全角で入力してください。

- 平成24年7月1日より前に、既に余剰電力買取制度に基づく受給契約を締結、又は申込みをしていた設備を増設する場合は、**軽微変更届出、あるいは変更認定申請手続**を行ってください。新規の認定申請ではありませんのでご注意ください。

- 軽微変更届出を行うと、当初の認定通知書のダウンロードができなくなります。軽微変更届出手続を行う前に、認定通知書のダウンロードを行ったかどうかを必ずご確認ください。

- 出力50kW未満の太陽電池発電設備は、電気事業法上は小出力発電設備となり、「一般用電気工作物」になります。設置の工事にあたっては、電気工事士法に基づき電気工事士(第一種又は第二種)が作業を行う必要がありますのでご注意ください。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

以上を確認の上、申請手続に進む

クリックして次に進む。

3. ログインとログアウト

(1) ログインする

- ログインすると、以下のような**設備情報一覧画面**が開きます。

設備情報一覧画面 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り 移動

アドレス(D) |

設備情報管理

- ▶ 設備情報一覧

設備認定申請入力

- ▶ 10kW未満
- ▶ 10kW以上50kW未満
- ▶ 50kW以上はこちら

管理

- ▶ 登録者情報参照
- ▶ 登録者情報修正
- ▶ パスワード変更

▶ ログアウト

設備情報一覧画面

What's New

2013年12月25日 [入力支援システム操作マニュアル](#)を更新しました。

2012年9月28日 [設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。](#)

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
----	----	-------	-------	------	------	---------------	------	-----

認定済 設備情報一覧

認定済みの設備はありません。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	認定日
----	----	------	---------------	------	-----

ページが表示されました

イントラネット

3. ログインとログアウト

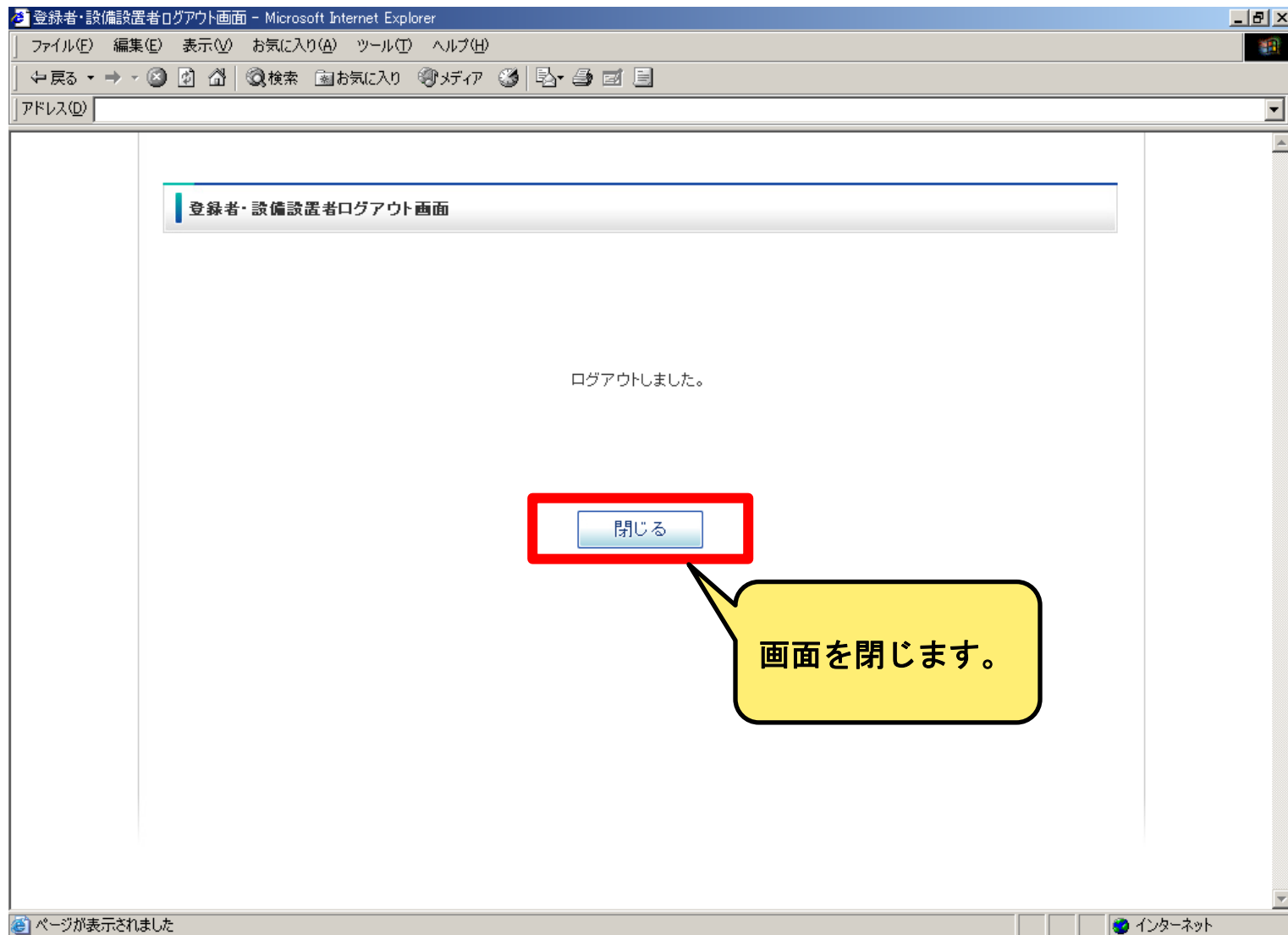
(2) ログアウトする

- 左側のメニューの「ログアウト」を選択します。

3. ログインとログアウト

(2) ログアウトする

- ログアウトします。



4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(1) 設備認定申請を行う

- ログインすると、以下のような設備情報一覧画面が開きます。
- 画面左のメニューの「設備認定申請入力」の中で、該当する出力をクリックします。10kW未満と10kW以上50kW未満で入口が異なりますので、ご注意ください。

設備情報一覧画面 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 検索 お気に入り 移動

アドレス(D) |

設備情報管理

設備情報一覧

設備認定申請入力

10kW未満

10kW以上50kW未満

50kW以上はこちら

管理

登録者情報参照

登録者情報修正

パスワード変更

ログアウト

What's New

2013年12月25日 入力支援システム操作マニュアルを更新しました。

2012年9月28日 設備情報一覧を変更しました。

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態

認定済 設備情報一覧

認定済みの設備はありません。

選択	No	設備ID

ページが表示されました

イントラネット

該当する出力のボタンをクリックして次に進む。

- ・ 10kW未満は22～29ページ
- ・ 10kW以上50kW未満は30～37ページ

をご参照ください。

50kW以上は紙媒体で地方経済産業局に申請いただきます（資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」に移動します）。

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】－①

- 設備設置者情報（設備設置者区分）を選択します。

設備認定申請入力画面

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けたいので、次の通り申請します。

◆(※)印は必須項目となります。

設備設置者情報

設備設置者区分 (※)	<input checked="" type="radio"/> 自ら太陽光発電設備を設置される方 <input type="radio"/> 屋根貸し事業者の方 屋根貸しとは？
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「屋根貸し」については80～82ページをご参照ください。「屋根貸し事業者の方」に該当しない場合は、「自ら太陽光発電設備を設置される方」を選択してください。



4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】－②

- 設備情報を入力します。

設備情報

発電設備区分(※)	<p>※「太陽光発電設備(10kW未満)」とは、発電出力が10kW未満の太陽光発電設備を指します。</p> <p>※「太陽光に自家発電設備等を併設(非常用自家発電設備を除く)」とは、住宅用太陽光発電設備に自家発電設備等(家庭用燃料電池や家庭用ガスコジェネなど)を併設するものを指します。</p> <p>太陽光発電設備(10kW未満)</p>
発電出力(※)	<p>発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ定格出力のいずれか低いほうで小数第2位以下は切り捨て、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナを複数台設置する場合の発電出力の考え方についてはこちらをご覧ください。発電出力が50kW以上の太陽光発電設備については、本システムではなく、紙媒体で各地方経済産業局に申請してください。様式のダウンロードはこちらをご覧ください。</p> <p>9.6 kW [半角数字]</p>
発電設備名称	<p>[全角文字]</p>

設備設置者区分で「自ら太陽光発電設備を設置される方」を選択した場合のみ表示されます。設備設置者区分で「屋根貸し事業者の方」を選択した場合は、本項目は表示されません。

発電設備区分は10kW未満の「太陽光発電設備」とダブル発電の「太陽光に自家発電設備等を併設(非常用自家発電設備を除く)」のどちらか(※)を選択します。

発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方を入力してください。パワーコンディショナーが複数台設置される場合は、各系統におけるパネルとパワコンのいずれか低い方の出力を、それぞれ合計した値を入力してください。発電出力の考え方につきましてはP. 94をご確認ください。

設置する設備の名称を任意にご登録ください(登録は必須ではありません)。
(例) 経済住宅A区画発電設備

(※)ダブル発電の考え方についてはp87をご確認ください。

つづく

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】—③

- 設備情報を入力します。

設備の所在地 郵便番号(※)	〒 173 - 0004 <input type="button" value="住所取得"/> <small>(半角数字)</small>
設備の所在地(※)	<p>※丁目・番地・号まで入力してください。[全角文字] ※電力会社との電力需給契約と同じ住所を記載してください。 ※設置場所が新築物件等のため番地が確定していない場合は、必ず「設備所在地」の末尾に「(番地未確定)」と入力してください。(町名・〇丁目等確定しているところまでは必ず記入願います。)</p> <p>東京都 ▼ 板橋区板橋5-4-3</p> <p><small>(例)千代田区鶴ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 [全角文字] 横浜市西区北幸〇-〇〇-〇〇〇 ▲マンション101号</small></p>
運転開始年月日 (又は予定日)(※)	2012 ▼ 年 07 ▼ 月 30 ▼ 日

郵便番号を入力して「住所取得」を押すと別画面で住所の候補が表示されますので、該当するものを選択してください。選択した住所に続けて、丁目・番地・号・建物名・部屋番号等を入力してください。

入力する住所は、必ず電力会社との受給契約の内容と一致するようにしてください。

設置場所が新築物件等のため番地が確定していない場合は、必ず「設備の所在地」の末尾に「(番地未確定)」と入力してください(町名・〇丁目等確定しているところまでは必ず記入願います)。

「I」や「①」、「高」、「崎」などの環境依存文字は使用できません。これらの文字が含まれている場合は、それに相当する他の文字(外字入力について(p.96)を参照ください)を入力してください。(漢字をカタカナ表記に置き換える場合は環境依存文字に限りますため、入力可能な漢字は漢字を用いて下さい)

つづく

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】－④

● 設備情報を入力します。

設置者氏名 (氏名/企業名) (※)	<p>個人の場合は「氏名」を入力してください。法人の場合は「企業名」を入力し、代表者名は、「設置者氏名(代表者名)」欄に入力してください。</p> <p>※電力会社との電力需給契約と同じ名義を記載してください。</p> <input type="text"/> [全角文字]
設置者氏名 (代表者名)	<p>個人の場合は未入力、法人の場合は「代表者名」を入力してください。</p> <input type="text"/> [全角文字]
設置者住所 (郵便番号) (※)	<p>〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="button" value="住所取得"/> <input type="button" value="設備の所在地と同じ"/></p>
設置者住所 (※)	<p>※丁目・番地・号まで入力してください。 [全角文字]</p> <input type="text"/> [全角文字]
設置者電話番号 (※)	<input type="text"/> (例) 03-1234-5678 [半角文字]
設置者FAX	<input type="text"/> (例) 03-1234-5678 [半角文字]
設置者E-mailアドレス	<input type="text"/> [半角文字]
設置者E-mailアドレス (確認)	<input type="text"/> [半角文字]

入力する氏名・企業名は、必ず電力会社との受給契約の内容と一致するようにしてください。

「設置者」とは工務店や施工会社のものではありませんので、ご注意ください。企業名を記載する場合は、(株)、(有)等の記載にせず、「株式会社」、「有限会社」等の記載にしてください。代表者名は代表権のある代表者名を法人の場合は必ず入力し、個人の場合は未入力です(氏名のみ)。

申請する太陽光発電設備の所在地と設置した方の住所が異なる場合は、設置した方の住所を入力してください。

これらが同じ場合は「設備の所在地と同じ」ボタンを押してください。

企業が設置者の場合は本社の住所を入力してください。

例) 支社に太陽光発電設備を設置し、本社が申請手続を行う場合

→ 「設備の所在地」：支社の住所
「設置者の住所」：本社の住所

つづく

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】－⑤

● 太陽光パネルの型式・枚数・太陽光パネルの種類・変換効率を入力します。

太陽光パネル登録

「型式選択」ボタンを押して設置する太陽光パネルの型式を選択してください。もし型式選択に対象の型式がない場合は、太陽光パネル型式(入力)欄に手入力してください。

未登録パネルを使用する場合(太陽光パネル型式(入力)欄に手入力)は、別途資料(10kW未満は3種類、10kW以上50kW未満は2種類)の提出が必要です。

ただし、手入力であっても認定された型式に該当する場合は書類の提出は不要です。

未登録パネルの設備認定要件確認資料は [こちら](#) をご覧ください。

※「(2)太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください。

- A: 単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
- B: 薄膜半導体を用いた太陽電池、 C: 化合物半導体を用いた太陽電池

※「(3)変換効率」は日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(実効変換効率でも可)。

No	太陽光パネル型式 (選択)	太陽光パネル型式 (入力) [全角文字]	枚数等
1	<input type="text"/> ▶ 型式選択	<input type="text"/>	(1)枚数 <input type="text"/> 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 <input type="text"/> (3)変換効率 <input type="text"/> % [半角数字]
2	<input type="text"/> ▶ 型式選択	<input type="text"/>	(1)枚数 <input type="text"/> 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 <input type="text"/> (3)変換効率 <input type="text"/> % [半角数字]
3	<input type="text"/> ▶ 型式選択	<input type="text"/>	(1)枚数 <input type="text"/> 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 <input type="text"/> (3)変換効率 <input type="text"/> % [半角数字]

太陽光パネル型式選択画面

・メーカー名又は型式を入力し、「検索」ボタンを押してください。
・型式は全て全角で入力してください。
・メーカー名で検索した場合、検索結果が複数のページにまたがる場合があります。見つからない場合は次のページを探してください。

メーカー名 ▼
メーカー名で【】内に表記されているものは、販売代理店(サポート先)となります。

型式 検索

選択	No	メーカー名	型式
----	----	-------	----

閉じる

「型式選択」ボタンを押すと、各メーカーの太陽光パネルの型式を検索・選択できます。検索・選択をせずに直接入力することも可能ですが、入力間違いを防ぐため、**必ず最初に「型式選択」から該当する型式を検索し、該当する型式が選択肢の中になかった場合のみ、手入力で型式を記載してください。(手入力型式は全角のみ)** 手入力の場合、確認のため通常より審査にお時間をいただくこととなる旨、ご了承ください。認定要件を満たさないパネル型式の場合、後日、認定取消となることがあります。

「②太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください。

- A: 単結晶シリコン又は多結晶シリコン、
- B: 薄膜半導体、 C: 化合物半導体

「③変換効率」は日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(小数点第2位以下切り捨て。実効変換効率でも可)。

つづく

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】－⑥

- 申請する設備の構造・配線等の情報、設置者が地方税法上の非課税法人か否かを選択します。

構造図

申請する太陽光発電設備の構造が **標準構造図** と同じ場合は以下のチェックボックスにチェックしてください。

- 標準構造図と同じ 標準構造図と異なる

標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を **様式** に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

代行申請機関：一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター（FAC）
FAX：03-5601-0821
住所：東京都港区西新橋1-23-10 西新橋エクスセルビル4階 〒105-0003

配線図

申請する太陽光発電設備の配線が **標準配線図** と同じ場合は以下のチェックボックスにチェックしてください。

- 標準配線図と同じ 標準配線図と異なる

標準配線図と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を **様式** に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

地方税法第72条の4の該当性の確認

設置者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合は、以下のチェックボックスにチェックしてください。

- 該当する 該当しない

【参考】地方税法(抄)

第72条の4 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体
 - 一の二 地方独立行政法人
 - 二 法人税法 別表第一に規定する独立行政法人
 - 二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター
- 三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に規定する地方公共団体金融機構
- 四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

構造図：発電設備の接続状況、配置関係を示す図面。

配線図：発電した電気が計量器を経由して系統線に接続していることが示された、電気的な流れを示す図面。
いわゆる単線結線図

「標準構造図」・「標準配線図」をご参照いただき、申請する発電設備の構造・配線がこれに該当するかどうかご確認してください。「標準構造図」・「標準配線図」に記載されていない場合は、様式に当該構造・配線を記載し、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

設置者（発電事業者）が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当（※）する場合には「該当する」にチェックを、該当しない場合には「該当しない」にチェックします。

(※) 地方税法第72条の4に規定する法人

- 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体
- 一 地方独立行政法人
- 一 法人税法別表第一に規定する独立行政法人
- 一 国立大学法人等及び日本司法支援センター
- 一 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法に規定する地方公共団体金融機構
- 一 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】－⑦

- 申請内容等を確認し、申請します。

確認

本システムからなされた国への設備認定申請手続については、国が委託した代行申請実施機関が代行して行います。

申請する者が上記について同意する場合は、チェックボックスにチェックをお願いします。

本画面に表示中の情報を確認して、登録内容に間違いのない場合は「登録」ボタンを押してください。

本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の情報は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく各種申請・届出手続の処理に使用します。あらかじめ本人の同意なく他の目的に使用することはありません。



申請設備情報確認画面

選択	No	設備設置者区分	郵便番号	屋根貸し事業者住所	設備設置者ログインID	設置者氏名(氏名/企業名)
<input checked="" type="radio"/>	1	自ら太陽光発電設備を設置される方				板橋 花子

設備追加 設備修正 設備削除

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく申請等の手続を行います。
入力された内容に虚偽・誤り等があった場合は、認定の取消を行う場合があります。



入力いただいた内容は、最初に代行申請機関に転送され、申請内容の確認等を行った後、経済産業省（地方経済産業局）に申請されます。
このことについて、申請者の方にご同意いただいた上で、「登録」ボタンを押してください。

※この時点ではまだ申請手続きは完了していません。

登録された設備の一覧画面が表示されます。
続けて他の太陽光発電設備の登録を行う場合は「設備追加」ボタンを、登録した設備等の情報を修正する場合は「設備修正」ボタンを、削除する場合は「設備削除」ボタンを押してください。
一覧に表示されている設備を申請する場合は「申請」ボタンを押してください。

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(2) 設備認定申請を行う【10kW未満の場合】－⑧

- ID・パスワードが発行されるので、工務店等の方が登録者として本システムの入力処理を行ったときには、設備設置者に連絡してください。

設備情報登録完了画面

設置者氏名(氏名/企業名)	設置者電話番号	申請ID	設備設置者ログインID	パスワード
板橋 花子	03-2345-6789	00054710	efgf6873	61e574VW8

1件の申請が完了し、申請IDが発行されました。

申請IDは、各種認定及び届出の手続きが完了するまで、問合わせに必要なIDとなります。
設備設置者の方へは、申請ID、設備設置者ログインID、パスワードを保管していただくようお願いください。
保管される際、発行されるID及びパスワードは全て半角で発行され、英字の大文字と小文字が区別されますので、正確に控えていただけますようお願いいたします。

[設備情報一覧へ戻る](#)

申請ID、設備設置者ログインID、パスワードが発行されます。

ID、パスワードは全て半角です。また、大文字・小文字の区別がありますので、正確に控えてください。

申請IDは、代行申請機関に申請内容についてお問い合わせいただく際に必要となります。

設備設置者ログインID、パスワードは、設備設置者（ご家庭等）が、審査状況の確認や、申請した設備の変更手続等を行う際に必要となります。工務店等がご家庭等に代わって本システムの入力作業を行っている場合は、必ずご家庭等にこのログインID、パスワードを伝えてください。

- 以上で認定申請手続きは終了です。
- 設備情報一覧画面から、審査状況の確認や、申請内容の修正を行うことができます。（申請日も参照できます（p. 38, p. 42））

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】－①

- 設備情報を入力します。

設備認定申請入力画面(10kW以上50kW未満)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けたいので、次の通り申請します。

◆(※)印は必須項目となります。

設備情報

発電出力(※)	<p>発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ定格出力のいずれか低いほうで小数第2位以下は切り捨て、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナを複数台設置する場合の発電出力の考え方についてはこちらをご覧ください。発電出力が50kW以上の太陽光発電設備については、本システムではなく、紙媒体で各地方経済産業局に申請してください。様式のダウンロードはこちらをご覧ください。</p> <input type="text"/> kW [半角数字]
発電設備名称	<input type="text"/>

設置する設備の名称を任意にご登録ください（登録は必須ではありません）。
（例）経済住宅A区画発電設備

つづく

発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか低い方を入力してください。パワーコンディショナが複数台設置される場合は、各系統におけるパネルとパワコンのいずれか低い方の出力を、それぞれ合計した値を入力してください。発電出力の考え方につきましてはP.94をご確認ください。

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】－②

● 設備情報を入力します。

設備の所在地 郵便番号(※)	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="button" value="住所取得"/> <small>[半角数字]</small>
設備の所在地(※)	<p>※丁目・番地・号まで入力してください。[全角文字] ※電力会社との電力需給契約と同じ住所を記載してください。 ※設置場所が新築物件等のため番地が確定していない場合は、必ず「設備所在地」の末尾に「(番地未確定)」と入力してください。(町名・〇丁目等確定しているところまでは必ず記入願います。) ※電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って認定を受けることができます。このような申請をする場合は、必ず「設備の所在地」の末尾に「(複数需要場所)」と入力した上で、以下の書類を代行申請機関にFAX又は郵送でご提出ください。 ・当該隣接する複数の建物の登記簿謄本(写しでも可)、又は売買契約書の写し</p> <input type="text"/> <small>(例)千代田区霞が関〇-〇〇-〇〇〇 [全角文字] 横浜市西区北幸〇-〇〇-〇〇〇 △マンション101号</small> <input type="checkbox"/> 設備の所在地に(複数需要場所)と記載された方のみチェックボックスにチェックをお願いします。
運転開始年月日 (又は予定日)(※)	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

郵便番号を入力して「住所取得」を押すと別画面で住所の候補が表示されますので、該当するものを選択してください。選択した住所に続けて、丁目・番地・号・建物名・部屋番号等を入力してください。

入力する住所は、必ず電力会社との受給契約の内容と一致するようにしてください。

設置場所が新築物件等のため住所が確定していない場合は、必ず「設備の所在地」の末尾に「(番地未確定)」と入力してください(町名・〇丁目等確定しているところまでは必ず記入願います)。

「I」や「①」、「高」、「崎」などの環境依存文字は使用できません。これらの文字が含まれている場合は、それに相当する他の文字(外字入力について(p.96)を参照ください)を入力してください。(漢字をカタカナ表記に置き換える場合は環境依存文字に限りするため、入力可能な漢字は漢字を用いて下さい)

電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って認定を受けることができます。このような申請をする場合は、必ず「設備の所在地」の末尾に「(複数需要場所)」と入力した上で、以下の書類を代行申請機関にFAX又は郵送でご提出ください。

・当該隣接する複数の建物の登記簿謄本(写しでも可)、又は売買契約書の写し

提出する際は書類の右上に申請IDを必ず記載ください

つづく

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】－③

● 設備情報を入力します。

設置者氏名 (氏名/企業名) (※)	個人の場合は「氏名」を入力してください。法人の場合は「企業名」を入力し、代表者名は、「設置者氏名(代表者名)」欄に入力してください。 ※電力会社との電力需給契約と同じ名義を記載してください。 <input type="text"/> [全角文字] 氏名: (例) 東京 太郎 企業名: (例) 株式会社 OOSHINシステムズ
設置者氏名 (代表者名)	個人の場合は未入力、法人の場合は「代表者名」を入力してください。 <input type="text"/> [全角文字] 代表者名: (例) 東京 太郎
設置者住所 (郵便番号) (※)	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="button" value="住所取得"/> <input type="button" value="設備の所在地と同じ"/>
設置者住所 (※)	※丁目・番地・号まで入力してください。 [全角文字] <input type="text"/> (例) 千代田区霞ヶ関0-00-000 横浜市西区北幸0-00-000 △マンション101号
設置者電話番号 (※)	<input type="text"/> (例) 03-1234-5678 [半角文字]
設置者FAX	<input type="text"/> (例) 03-1234-5678 [半角文字]
設置者E-mailアドレス	<input type="text"/> [半角文字] (例) saiene@energy.co.jp
設置者E-mailアドレス (確認)	<input type="text"/> [半角文字]

入力する氏名・企業名は、必ず電力会社との受給契約の内容と一致するようにしてください。

「設置者」とは工務店や施工会社のことでありませんので、ご注意ください。

企業名を記載する場合は、(株)、(有)等の記載にせず、「株式会社」、「有限会社」等の記載にしてください。

代表者名は代表権のある代表者名を法人の場合は必ず入力し、個人の場合は未入力です(氏名のみ)。

申請する太陽光発電設備の所在地と設置した方の住所が異なる場合は、設置した方の住所を入力してください。

これらが同じ場合は「設備の所在地と同じ」ボタンを押してください。

企業が設置者の場合は本社の住所を入力してください。

例) 支社に太陽光発電設備を設置し、本社が申請手続を行う場合

→ 「設備の所在地」: 支社の住所

「設置者の住所」: 本社の住所

つづく

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】-④

- 太陽光パネルの型式・枚数・太陽光パネルの種類・変換効率を入力します。

太陽光パネル登録

「型式選択」ボタンを押して設置する太陽光パネルの型式を選択してください。もし型式選択|に|対象の型式がない場合は、太陽光パネル型式(入力)欄に手入力してください。

未登録パネルを使用する場合(太陽光パネル型式(入力)欄に手入力)は、別途資料(10kW未満は3種類、10kW以上50kW未満は2種類)の提出が必要です。

ただし、手入力であっても認定された型式に該当する場合は書類の提出は不要です。

未登録パネルの設備認定要件確認資料は [こちら](#) をご覧ください。

※「(2)太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください

- A: 単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
- B: 薄膜半導体を用いた太陽電池、 C: 化合物半導体を用いた太陽電池

※「(3)変換効率」は日本工業規格C8960Iにおいて定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(実効変換効率でも可)。

No	太陽光パネル型式 (選択)	太陽光パネル型式 (入力) [全角文字]	枚数等
1	<input type="text"/> ▶ 型式選択	<input type="text"/>	(1)枚数 <input type="text"/> 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 <input type="text"/> (3)変換効率 <input type="text"/> % [半角数字]
2	<input type="text"/> ▶ 型式選択	<input type="text"/>	(1)枚数 <input type="text"/> 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 <input type="text"/> (3)変換効率 <input type="text"/> % [半角数字]

太陽光パネル型式選択画面

・メーカー名又は型式を入力し、「検索」ボタンを押してください。
・型式は全て全角で入力してください。
・メーカー名で検索した場合、検索結果が複数のページにまたがる場合があります。見つからない場合は次のページを探してください。

メーカー名 ▼
メーカー名で[]内に表記されているものは、販売代理店(サポート先)となります。

型式 検索

選択	No	メーカー名	型式
<input type="checkbox"/>			

閉じる

「型式選択」ボタンを押すと、各メーカーの太陽光パネルの型式を検索・選択できます。検索・選択をせずに直接入力することも可能ですが、入力間違いを防ぐため、**必ず最初に「型式選択」から該当する型式を検索し、該当する型式が選択肢の中になかった場合のみ、手入力で型式を記載してください。(手入力型式は全角のみ)** 手入力の場合、確認のため通常より審査にお時間をいただくこととなる旨、ご了承ください。認定要件を満たさないパネル型式の場合、後日、認定取消となることがあります。

「②太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください。

- A: 単結晶シリコン又は多結晶シリコン、
- B: 薄膜半導体、 C: 化合物半導体

「③変換効率」は日本工業規格C8960Iにおいて定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(小数点第2位以下切り捨て。実効変換効率でも可)。

つづく

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】－⑤

- 申請する設備の構造・配線等の情報を選択します。

構造図

構造図(※)

申請する太陽光発電設備の構造が **標準構造図** と同じ場合は以下のチェックボックスにチェックしてください。

- 標準構造図と同じ ●標準構造図と異なる

標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を **様式** に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

代行申請機関：一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター(JP-AC)

FAX:03-5501-8521

住所：東京都港区西新橋1-20-10 西新橋エクセルビル4階 〒105-0003

※ 電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「**標準構造図と同じ**」を選択してください。

配線図

配線図(※)

申請する太陽光発電設備の配線が **標準配線図** と同じ場合は以下のチェックボックスにチェックしてください。

- 標準配線図と同じ ●標準配線図と異なる

標準配線図と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を **様式** に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

※ 電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「**標準配線図と同じ**」を選択してください。

構造図：発電設備の接続状況、配置関係を示す図面。
配線図：発電した電気が計量器を經由して系統線に接続していることが示された、電氣的な流れを示す図面。いわゆる単線結線図

「標準構造図」・「標準配線図」をご参照いただき、申請する発電設備の構造・配線がこれに該当するかどうかご確認ください。「標準構造図」・「標準配線図」に記載されていない場合は、様式に当該構造・配線を記載し、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

電機の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「**標準構造図と同じ**」を選択してください。

つづく

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】－⑥

- 設置者が地方税法上の非課税法人か否かを選択します。

地方税法第72条の4の該当性の確認

設置者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合は、以下のチェックボックスにチェックしてください。

該当する 該当しない

【参考】地方税法(抄)

第72条の4 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政令で定める公共団体
- 一の二 地方独立行政法人
- 二 法人税法 別表第一に規定する独立行政法人
- 二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター
- 三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に規定する地方公共団体金融機構
- 四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

設置者(発電事業者)が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当(※)する場合には「該当する」にチェックを、該当しない場合には「該当しない」にチェックします。

(※) 地方税法第72条の4に規定する法人

- － 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政令で定める公共団体
- － 地方独立行政法人
- － 法人税法別表第一に規定する独立行政法人
- － 国立大学法人等及び日本司法支援センター
- － 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法に規定する地方公共団体金融機構
- － 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】－⑦

● 申請内容等を確認し、申請します

確認

本システムからなされた国への設備認定申請手続については、国が委託した代行申請実施機関が代行して行います。ただし、申請者により虚偽の申請・届出がなされ、国において認定・受理がなされた後に、これらが虚偽であることが発覚し、その効力が取り消され、申請者に不利益が生じた場合、代行申請機関は一切責任を負いかねます。

申請する者が上記について同意する場合は、
チェックボックスにチェックをお願いします。

本画面に表示中の情報を確認して、
登録内容に間違いがない場合は「登録」ボタンを押してください。

本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の情報は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく各種申請・届出手続のみに使用します。あらかじめ本人の同意なく他の目的に使用することはありません。

グリーン投資減税を適用する場合、設備申請書の写し及び認定通知書の写し、及び設備認定時の申請日表示のある参照画面が必要となっているため、申請・参照画面の印刷若しくは保存をして下さい。認定登録後は、申請画面を見ることができないため、認定済設備情報一覧の参照画面を印刷してください。

申請設備情報確認画面

選択	No	設備設置者区分	郵便番号	屋根貸し事業者住所	設備設置者ログインID	設置者氏名(氏名/企業名)
<input checked="" type="radio"/>	1	自ら太陽光発電設備を設置される方				板橋 花子

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく申請等の手続を行います。
入力された内容に虚偽・誤り等があった場合は、認定の取消を行う場合があります。

グリーン投資減税を申告する場合、①設備申請書の写し、②認定通知書の写し、が必要となります。

①は、**申請登録前に申請画面の印刷又は保存**をして下さい。(認定登録後は申請時の画面に戻れません。万一保存を忘れた場合、新たな申請画面を開き、最初の申請時と同じ内容を記入した上、登録ボタンを押さずに保存して下さい。)②は、**認定登録後に印刷**してください。また、税務署から③設備情報参照画面の写しを求められる場合もございますので、その際は印刷して提出して下さい。

グリーン投資減税について、詳しくはこちらをご覧ください。
<http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/index.html>

入力いただいた内容は、最初に代行申請機関に転送され、申請内容の確認等を行った後、経済産業省（地方経済産業局）に申請されます。
このことについて、申請者の方にご同意いただいた上で、「登録」ボタンを押してください。
※この時点ではまだ申請手続きは完了していません。

登録された設備の一覧画面が表示されます。続けて他の太陽光発電設備の登録を行う場合は「設備追加」ボタンを、登録した設備等の情報を修正する場合は「設備修正」ボタンを、削除する場合は「設備削除」ボタンを押してください。
一覧に表示されている設備を申請する場合は「申請」ボタンを押してください。

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(3) 設備認定申請を行う【10kW以上50kW未満の場合】－⑧

- ID・パスワードが発行されるので、工務店等の方が登録者として本システムの入力処理を行ったときには、設備設置者に連絡してください。

設備情報登録完了画面

設置者氏名(氏名/企業名)	設置者電話番号	申請ID	設備設置者ログインID	パスワード
板橋 花子	03-2345-6789	00054710	efgf6873	61e574W8

1件の申請が完了し、申請IDが発行されました。

申請IDは、各種認定及び届出の手続きが完了するまで、問合わせに必要なIDとなります。
設備設置者の方へは、申請ID、設備設置者ログインID、パスワードを保管していただくようお願いください。
保管される際、発行されるID及びパスワードは全て半角で発行され、英字の大文字と小文字が区別されますので、正確に控えていただけますようお願いいたします。

[設備情報一覧へ戻る](#)

申請ID、設備設置者ログインID、パスワードが発行されます。

ID、パスワードは全て半角です。また、大文字・小文字の区別がありますので、正確に控えてください。

申請IDは、代行申請機関に申請内容についてお問い合わせいただく際に必要となります。

設備設置者ログインID、パスワードは、設備設置者（ご家庭等）が、審査状況の確認や、申請した設備の変更手続等を行う際に必要となります。工務店等がご家庭等に代わって本システムの入力作業を行っている場合は、必ずご家庭等にこのログインID、パスワードを伝えてください。

- 以上で認定申請手続きは終了です。
- 設備情報一覧画面から、審査状況の確認や、申請内容の修正を行うことができます。（申請日の参照もできます（p. 38, p. 42））

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(4) 申請中の設備情報の参照、編集を行う

申請中 設備情報一覧

編集中の申請が7件あります。編集中の場合、審査が行われませんのでご注意ください。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
<input checked="" type="radio"/>	1	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059618		北海道電子	4.0kW	2014/04/01
<input type="radio"/>	2	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059619		北海道 太郎	5.0kW	2014/04/01
<input type="radio"/>	3	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059623		北海道 次郎	9.9kW	2014/04/01
<input type="radio"/>	4	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059626		札幌 華子	5.0kW	2014/04/01
<input type="radio"/>	5	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059628		北海道工務店0330	5.0kW	2014/04/01

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次へ

申請情報参照 編集 申請取り下げ

「申請取り下げ」ボタンを押すと、「選択」欄にチェックをしている設備の申請取り下げ(申請中設備情報一覧から削除)を行うことができます。ただし申請書状態が「編集可」または「差戻し」のときのみです。

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名
<input checked="" type="radio"/>	1	S165111C13	設置者氏名

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 連絡先変更

設備情報参照 認定通知書出力 登録者変更

ログインすると申請・届出中の設備情報一覧画面が表示されます。

「編集」ボタンを押すと、「選択」欄にチェックをしている設備の申請情報の編集を行うことができます。ただし、代行申請機関において処理手続が開始された設備については、編集は行えません。(「申請書状態」欄に「編集不可」と表示されています。)

「申請情報参照」ボタンを押すと、「選択」欄にチェックしている設備の申請情報を確認することができます。ここで、申請情報参照画面における申請日は、設備認定、変更認定、軽微変更、廃止届出の各申請を行った申請日となります。(p.42の申請日とは異なります)

なお、「申請書状態」欄の各表示の意味は以下のとおりです。

- (1) 審査中(編集可)
…審査中ですが、この段階では登録者において編集が可能です。
- (2) 審査中(編集不可)
…審査中であり、登録者において編集ができない状態です。
- (3) 入力者編集集中
…登録者において申請内容の編集を行っている状態です。この状態では申請がされていないので、ご注意ください。

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(5) 認定通知書出力を行うー①

設備情報一覧画面

申請中 設備情報一覧

編集中の申請が7件あります。編集中の場合、審査が行われませんのでご注意ください。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
<input checked="" type="radio"/>	1	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059618		北海道電子	4.0kW	2013年03月26
<input type="radio"/>	2	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059619		北海道 太郎	5.0kW	2013年03月29
<input type="radio"/>	3	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059623		北海道 次郎	9.9kW	2013年03月29
<input type="radio"/>	4	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059626		札幌 華子	5.5kW	2013年03月30
<input type="radio"/>	5	審査中(編集不可)	設備認定申請	00059628		北海道工務店O330	15.0kW	2013年03月30

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次へ

申請情報参照 編集 申請取り下げ

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	認定日
<input checked="" type="radio"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	5kW	2012年11月11日

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 連絡先変更

設備情報参照 **認定通知書出力** 登録者変更

ログインすると申請・届出中の**設備情報一覧画面**が表示されます。

認定された設備について、電力会社と受給契約を締結するには、「認定通知書出力」ボタンから認定通知書をダウンロードする必要があります。

認定通知書をダウンロードしたい設備について、「選択」欄にチェックした上で、「認定通知書出力」ボタンを押してください。

※その他のボタンについては42ページで説明します。

※認定された設備について軽微変更届出申出が受理されると、当初の認定通知書出力することができなくなります。軽微変更申出を行う場合は、必ず認定通知書出力したかどうかを事前にご確認ください。

4. 太陽光発電設備の認定申請手続

(5) 認定通知書出力を行うー②

設備情報一覧画面

申請中 設備情報一覧

...

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(個人/企業名)	発電出力	認定日
<input checked="" type="radio"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	5kW	2012年11月11日

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 連絡先変更

設備情報参照 **認定通知書出力** 登録者変更

経済産業省

平成 24年 7月 20日

株式会社 渋谷商店
渋谷 次郎 殿

関東経済産業局

10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第105号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設置者名	株式会社 渋谷商店
代表者名	渋谷 次郎
設備所在地	東京都渋谷区渋谷9-8-7
発電設備区分	太陽光発電設備（10kW未満）
配線方法	余剰配線
設備ID	S165111C13
発電出力	8.4kW
認定日	平成24年7月20日
備考	

※1 電気事業者との契約にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際は必ずお忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などにより発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約者）などが変わる場合には軽微変更届出が必要となります。再生可能エネルギー発電設備のシステムホームページ（<http://www.fei.go.jp/>）の「設備メンテナンス等」の項目から入力方法等が掲載されていますので、ご確認ください。

※3 国（太陽光発電普及センター）が「再生可能エネルギー発電促進特別交付金（再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用助成）」により報告していただく。この報告をしたことが確認された場合は認定の取消しもあり得る可能性があります。詳しくは再生可能エネルギーホームページ（<http://www.enecho.meti.go.jp/naime/kaohori/index.html>）からダウンロードすることができます。

ダウンロードした認定通知書を、契約先の電力会社の営業所等に持参し、契約手続を行ってください。万一、軽微変更届出が受理されて認定通知書が出力できなくなった場合は、設備情報参照画面にて契約手続を行ってください。



電力会社の営業所

5. その他の手続

(1) その他の手続について①

- ログインすると「設備情報一覧」が表示されます。

設備情報一覧画面 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り 移動

アドレス

設備情報管理

設備情報一覧

設備認定申請入力

10kW未満

10kW以上50kW未満

50kW以上はこちら

管理

登録者情報参照

登録者情報修正

パスワード変更

ログアウト

設備情報一覧画面

What's New

2013年12月25日 [入力支援システム操作マニュアルを更新しました。](#)

2012年9月28日 [設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。](#)

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
----	----	-------	-------	------	------	---------------	------	-----

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	認定日
<input checked="" type="radio"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	5kW	2012年11月11日

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 連絡先変更

設備情報参照 認定通知書出力 登録者変更

ページが表示されました

イントラネット

5. その他の手続

(1) その他の手続について②

- 設備情報一覧画面から変更認定申請等の各種手続を行うことができます。

設備情報一覧画面 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス

設備情報管理

- 設備情報一覧

設備認定申請入力

- 10kW未満
- 10kW以上50kW未満
- 50kW以上はこちら

管理

- 登録者情報参照
- 登録者情報修正
- パスワード変更

ログアウト

設備情報一覧画面

What's New

2013年12月25日 [入力支援システム操作マニュアルを更新しました。](#)

2012年9月28日 [設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。](#)

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
<input type="checkbox"/>	1				S165111C13	設置者 太郎	5kW	2012年11月11日

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	認定日
<input checked="" type="checkbox"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	5kW	2012年11月11日

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 連絡先変更

設備情報参照 認定通知書出力 登録者変更

ここには認定済の設備の一覧が表示されます。

認定済の設備について、変更・軽微変更・廃止手続、連絡先変更、設備情報の参照、認定通知書の出力、登録者変更等を行うことができます。ここで、認定済設備情報一覧における設備情報参照画面の申請日につきましては、p. 38に記載の申請中設備情報一覧の参照画面の申請日とは異なり、変更認定、軽微変更、廃止届出の申請日ではなく、常に設備認定時の申請日となります。

手続等を行いたい設備について、「選択」欄にチェックをした上で、目的のボタンを押してください。(各ボタンの役割については次ページをご参照ください。)

5. その他の手続

(1) その他の手続について③

操作名	役割
変更認定申請	認定済の太陽光発電設備について、以下の事項の変更を行う場合、事前に本操作により変更認定申請を行います。 <ul style="list-style-type: none">・発電出力（基準出力から<u>±10kW未満の範囲内又は±20%未満の変更は除く</u>）・発電設備区分（詳細はp.95「発電設備区分について」をご参考ください）・太陽光パネルの型式（手入力）・配線図、構造図の変更（ただし、区分等の変更、電気の供給方法の変更、電気の計測の方法の変更の場合に限る）
軽微変更届出	認定済の太陽光発電設備について、以下の事項の変更を行った場合、本操作により届出を行います。（ <u>本手続により認定通知書の内容が変更されたり、届出に対する通知書が発行されたりはしませんのでご注意ください。</u> ） <ul style="list-style-type: none">・発電出力（基準出力から<u>±10kW未満の範囲内又は±20%未満の変更の場合のみ。ただし、発電設備区分をまたぐ場合は変更認定申請が必要。</u>）・太陽光パネルの型式（選択） ・ 設備名称 ・ 設備の所在地（番地）の確定（※） ・ 設備設置者名 ・ 代表者名（申請者が法人の場合のみ） ・ 設備設置者の住所 ・ 規定法人該当性
廃止届出	認定済の太陽光発電設備を廃止した場合、又は、認定を取得したものの売電には至らなかった場合は、本操作により届出を行います。
連絡先変更	認定済の太陽光発電設備について設置者連絡先変更を行うことができます。 <ul style="list-style-type: none">・設置者電話番号、FAX、メールアドレス
設備情報参照	認定済の太陽光発電設備の情報を参照することができます。（ここでの申請日は常に設備認定時の申請日となります（p.38の申請日と区別してください））
認定通知書出力	認定済の太陽光発電設備の認定通知書をダウンロードすることができます。 →39～40ページ参照
登録者変更	認定済の太陽光発電設備について、工務店等がご家庭等が変わってシステム入力手続きを行う場合、こちらで登録者の変更を行います。 →58～59ページ参照

※ 運転開始前に認定設備の設置場所を変える場合には、新たな設置場所で新規認定を取得していただく必要があります。

5. その他の手続

(1) その他の手続について④

● どの手続を行えばよいか分からない場合

設備情報管理

設備情報一覧

設備認定申請入力

- 10kW未満
- 10kW以上50kW未満
- 50kW以上はこちら

管理

- 登録者情報参照
- 登録者情報修正
- パスワード変更
- ログアウト

申請手続き確認画面

以下の中から該当する変更内容にチェックし、「手続に進む」ボタンを押してください。
次に必要な手続の画面が表示されます。

- 発電設備の出力を変更(修正)したい。
(変更前) (変更後)
5kW → kW
- 自家発電設備を併設(又は撤去)したい。
- 発電設備の設置場所を変更(修正)したい。
- 設備設置者名を変更(修正)したい。
- 設備設置者の住所を変更(修正)したい。
- 配線図、構造図を変更したい。

手続に進む

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者
<input type="checkbox"/>						

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者名(氏名/企業名)
<input checked="" type="checkbox"/>	1	S165111C13	設置者

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出

設備情報参照 認定通知書出力 登録者変更

ページが表示されました

設備に変更等が生じるものの、どのような手続を行えばよいか分からない場合は、「申請種別が分からない方はこちら」をクリックしてください。

表示される画面の中で、該当する変更内容にチェックし、「手続に進む」ボタンを押すと、手続の画面に進みます。

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー①

太陽光発電設備を設置した際に、本システムを通じて設備認定申請を行って
おらず、ログインID・パスワードをお持ちでない方は、変更認定申請手続を
行う前に53ページ以降の作業を行ってください。本システムを通じて設備認
定申請を行った方は次の手順で変更認定申請を行ってください。

- 一覧から手続を行う設備を選択します。

設備情報一覧画面 - Microsoft Internet Explorer

What's New

2013年12月25日 入力支援システム操作マニュアルを更新しました。
2012年9月28日 設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
<input checked="" type="checkbox"/>	1				S165111C13	設置者 太郎		

認定済 設備情報一覧

※申請済設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力
<input checked="" type="checkbox"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 連絡先変更
設備情報参照 認定通知書出力 登録者変更

認定済の設備の中から、変更認定申請を行いたい設備の「選択」欄にチェックをして、「変更認定申請」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー②

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

変更認定申請情報入力画面

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第4項の規定に基づき、認定発電設備について変更の認定を受けたいので、次の通り申請します。

◆(※) 印は必須項目となります。

設備設置者情報

設備ID	S165111C13
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
設備設置者ログインID	bbcd3374

変更後設備情報

発電設備区分(※)	変更前: 太陽光発電設備(10kW未満)
	変更後: <input checked="" type="radio"/> 10kW未満 ※「太陽光発電設備(10kW未満)」とは、発電出力が10kW未満の太陽光発電設備を指します。 ※「太陽光に自家発電設備等を併設(非常用自家発電設備を除く)」とは、住宅用太陽光発電設備に自家発電設備等(家庭用燃料電池や家庭用ガスコジェネなど)を併設するものを指します。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備(10kW未満) <input checked="" type="radio"/> 10kW以上 ※「太陽光発電設備(10kW以上)」とは発電出力が10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を指します。 発電出力が50kW以上の太陽光発電設備については、本システムではなく、紙媒体で各地方経済産業局に申請してください。様式のダウンロードは こちら をご覧ください。

変更後の出力が10kW未満の場合、発電設備区分は10kW未満の「太陽光発電設備」とダブル発電の「太陽光に自家発電設備等を併設(非常用自家発電設備を除く)」のどちらかを選択します。

変更後の出力が10kW以上の場合はこちらをチェックしてください。

つづく

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー③

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

発電出力(*)	<p>発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ定格出力のいずれか低いほうで小数第2位以下は切り捨てて、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナを複数台設置する場合の発電出力の考え方についてはこちらをご覧ください。</p> <p>変更前の基準出力とは、設備認定時の出力もしくは大幅な出力変更(電子申請では±10kW以上の変更)を行った場合、その変更後の出力を意味します(軽微変更届出による出力変更は基準出力には影響しません)。この基準出力と変更後の出力の差が電子申請では±10kW以上)になる際に変更認定申請が必要です。詳しくはこちらをご覧ください。[半角数字]</p> <table border="1"><tr><td>変更前の基準出力:</td><td>3.0</td><td>kW</td></tr><tr><td>変更前(現在の出力):</td><td>4.0</td><td>kW</td></tr><tr><td>変更後:</td><td>4.0</td><td>kW</td></tr></table>	変更前の基準出力:	3.0	kW	変更前(現在の出力):	4.0	kW	変更後:	4.0	kW
変更前の基準出力:	3.0	kW								
変更前(現在の出力):	4.0	kW								
変更後:	4.0	kW								
設備の所在地 郵便番号	〒100-0001									
設備の所在地	東京都千代田区千代田									
変更予定日(*)	<p>発電設備区分、発電出力等を変更する予定日を入力してください (運転開始予定日ではありません)。</p> <p>2012年11月29日</p>									
変更の内容(*)	<input type="text"/> [全角文字]									

変更後の出力を入力してください。

※電子申請の場合、±10kW未満の範囲内の出力変更の場合は軽微変更届出で変更してください(ただし、10kW未満から10kW以上に変更する等、発電設備区分の変更を伴う場合は変更認定申請で変更します。)

ただし紙申請の場合は、±10kW未満の範囲内、又は±20%未満の範囲内の出力変更の場合は軽微変更届出で変更してください(ただし、紙申請も同様に10kW未満から10kW以上に変更する等、発電設備区分の変更を伴う場合は変更認定申請で変更します。)

基準出力からの大幅な出力変更の場合は、p. 51まで進んだ後、p. 52~54の内容をご参考ください。

変更の内容について何が変わったかを簡潔に記載してください。

つづく

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー④ 【既設設備のみ】

- 既設設備(発電設備区分「F」)かつ変更前出力10kW未満の際は該当する項目を選択してください。(発電設備区分「F」以外の方は選択しません)

発電設備区分 (※)	変更前: 住宅用太陽光発電設備 変更後: 住宅用太陽光発電設備 <input type="text"/>									
発電出力 (※)	<p>発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ定格出力のいずれか低いほうで小数第2位以下は切り捨て、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナを複数台設置する場合の発電出力の考え方についてはこちらをご覧ください。</p> <p>変更前の基準出力とは、設備認定時の出力もしくは大幅な出力変更(電子申請では±10kW以上の変更)を行った場合、その変更後の出力を意味します(軽微変更届出による出力変更は基準出力には影響しません)。この基準出力と変更後の出力の差分が大幅(電子申請では±10kW以上)になる際に変更認定申請が必要になります。詳しくはこちらをご覧ください。[半角数字]</p> <table border="1"><tr><td>変更前の基準出力:</td><td><input type="text" value="4.0"/></td><td>kW</td></tr><tr><td>変更前(現在の出力):</td><td><input type="text" value="4.0"/></td><td>kW</td></tr><tr><td>変更後:</td><td><input type="text" value="6.0"/></td><td>kW</td></tr></table>	変更前の基準出力:	<input type="text" value="4.0"/>	kW	変更前(現在の出力):	<input type="text" value="4.0"/>	kW	変更後:	<input type="text" value="6.0"/>	kW
変更前の基準出力:	<input type="text" value="4.0"/>	kW								
変更前(現在の出力):	<input type="text" value="4.0"/>	kW								
変更後:	<input type="text" value="6.0"/>	kW								
買取申込時期 (※)	<p>変更後の発電出力と認定設備に係る電力会社への買取申込時期について、該当するものをひとつ選択してください</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 変更後の発電出力は10kW未満<input type="radio"/> 変更後の発電出力が10kW以上で、平成23年4月1日から平成24年6月30日までの間に電力会社に電気の買取申込を行っており、出力10kW未満時における売電単価が42円(自家発電設備等を併設している場合は34円)の設備(出力10kW以上に変更後は40円(自家発電併設は32円))<input type="radio"/> 変更後の発電出力が10kW以上で、出力10kW未満時における売電単価が42円(自家発電設備等を併設している場合は34円)ではない									

発電設備区分として「太陽光発電設備のみ」か「自家発電設備等を併設」のどちらかをお選びください。

変更後の出力を入力してください。

※±10kW未満の範囲内、又は±20%未満の範囲内の出力変更の場合は軽微変更届出で変更してください(ただし、10kW未満から10kW以上に変更する等、発電設備区分の変更を伴う場合は変更認定申請で変更します。)

既設設備(発電設備区分「F」)で変更前の出力10kW未満の設備の変更認定申請時には買取申込時期としまして、3つの選択肢からお選びください。(変更後の出力が10kW未満か、10kW以上になる場合は、10kW未満時における売電単価として該当するものをどちらかお選びください。)

つづく

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー⑤

● 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

変更後太陽光パネル登録

「型式選択」ボタンを押して設置する太陽光パネルの型式を選択してください。もし型式選択に対象の型式がない場合は、太陽光パネル型式(入力)欄に手入力してください。

未登録パネルを使用する場合(太陽光パネル型式(入力)欄に手入力)は、別途資料(10kW未満は3種類、10kW以上50kW未満は2種類)の提出が必要です。

ただし、手入力であっても認定された型式に該当する場合は書類の提出は不要です。

未登録パネルの設備認定要件確認資料は [こちら](#) をご覧ください。

※「(2)太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください。

A:単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池

B:薄膜半導体を用いた太陽電池、 C:化合物半導体を用いた太陽電池

※「(3)変換効率」は日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(実効変換効率でも可)。

変更前:

No	太陽光パネル型式 (選択)	太陽光パネル型式 (入力) [全角文字]	枚数等
1	NERM156x156-60-M SI 2 45W		(1)枚数 1枚 (2)太陽光パネルの種類 B (3)変換効率 15%

変更後:

型式の変更の際、元々登録してある型式を変更しない場合は、登録の行位置 (No) を変更しないようご注意ください。(例えばNo1の型式を削除する場合には、No1は空欄にするか、新しい型式をここに追加下さい。この際、No2以降に既に登録済みで変更のない型式をNo1に詰めて移動することのないようご注意ください)

No	太陽光パネル型式 (選択)	太陽光パネル型式 (入力) [全角文字]	枚数等
1	NERM156x156 ▶ 型式選択		(1)枚数 1枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 B (3)変換効率 15% [半角数字]

太陽光パネル型式選択画面

・メーカー名又は型式を入力し、「検索」ボタンを押してください。
・型式は全て全角で入力してください。
・メーカー名で検索した場合、検索結果が複数のページにまたがる場合があります。見つからない場合は次のページを探してください。

メーカー名

メーカー名で[]内に表記されているものは、販売代理店(サポート先)となります。

型式

選択	No	メーカー名	型式
----	----	-------	----

「型式選択」ボタンを押すと、各メーカーの太陽光パネルの型式を検索・選択できます。検索・選択をせずに直接入力することも可能ですが、入力間違いを防ぐため、**必ず最初に「型式選択」から該当する型式を検索し、該当する型式が選択肢の中になかった場合のみ、手入力で型式を記載してください。(手入力型式は全角で入力ください)** 手入力の場合、確認のため通常より審査にお時間をいただくこととなる旨、ご了承ください。認定要件を満たさないパネル型式の場合、後日、認定取消となることがあります。

「②太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください。
A:単結晶シリコン又は多結晶シリコン、
B:薄膜半導体、 C:化合物半導体

「③変換効率」は日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(小数点第2位以下切り捨て。実効変換効率でも可)。

つづく

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー⑥

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

構造図

構造図(※)	<p>申請する太陽光発電設備の構造が 標準構造図 と同じ場合は以下のチェックボックスにチェックしてください。</p> <p>変更前:</p> <p><input checked="" type="radio"/> 標準構造図と同じ <input type="radio"/> 標準構造図と異なる</p> <p>変更後:</p> <p><input checked="" type="radio"/> 標準構造図と同じ <input type="radio"/> 標準構造図と異なる</p> <p>標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を様式に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。</p> <p>代行申請機関：一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター(JPAC) FAX: 03-5501-8521 住所：東京都港区西新橋1-20-10 西新橋よりセルビル4階 〒105-0003</p> <p>※ 電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「標準構造図と同じ」を選択してください。</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

構造図：発電設備の接続状況、配置関係を示す図面。
配線図：発電した電気が計量器を経由して系統線に接続していることが示された、電氣的な流れを示す図面。いわゆる単線結線図

「標準構造図」・「標準配線図」をご参照いただき、申請する発電設備の構造・配線がこれに該当するかどうかご確認ください。「標準構造図」・「標準配線図」に記載されていない場合は、様式に当該構造・配線を記載し、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。

配線図

配線図(※)	<p>申請する太陽光発電設備の配線が 標準配線図 と同じ場合は以下のチェックボックスにチェックしてください。</p> <p>変更前:</p> <p><input checked="" type="radio"/> 標準配線図と同じ <input type="radio"/> 標準配線図と異なる</p> <p>変更後:</p> <p><input checked="" type="radio"/> 標準配線図と同じ <input type="radio"/> 標準配線図と異なる</p> <p>標準配線図と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を様式に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。</p> <p>※ 電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「標準配線図と同じ」を選択してください。</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

つづく

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行う⑦

- 申請内容等を確認し、申請します。

確認

本システムからなされた国への変更認定申請手続については、国が委託した代行申請実施機関が代行して行います。ただし、申請者により虚偽の申請・届出がなされ、国において認定・承認がなされた後に、これらが虚偽であることが発覚し、その効力が取り消され、申請者に不利益が生じた場合、代行申請機関は一切責任を負いかねます。

上記を理解、確認しました。

本画面に表示中の情報を確認して、登録内容に間違いのない場合は「内容確認」ボタンを押してください。

本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の情報は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく各種申請・届出手続の処理に使用します。あらかじめ本人の同意なく他の目的に使用することはありません。

内容確認

戻る

入力いただいた内容は、最初に代行申請機関に転送され、申請内容の確認等を行った後、経済産業省（地方経済産業局）に申請されます。

このことについて、申請者の方にご同意いただいた上で、「内容確認」ボタンを押してください。

※この時点ではまだ変更認定申請手続きは完了していません。

変更認定申請情報確認画面			
設備設置者情報			
設備ID	SA48990C13		
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方		
設備設置者ログインID	fbcc4546		
設備情報			
発電設備区分	変更前:太陽光発電設備(10kW未満) 変更後:太陽光に自家発電設備等を併設(非常用自家発電設備を除く)		
発電出力	5.4kW		
設備の所在地 郵便番号	〒154-0017		
設備の所在地	東京都世田谷区世田谷9-9-10		
変更予定日	2012年07月20日		
変更の内容	発電設備区分を変更のため		
太陽光パネル登録			
No	太陽光パネル型式(選択)	太陽光パネル型式(入力)	枚数
1	ND-061RW		6
構造図			
構造図	変更前:標準構造図と同じ 変更後:標準構造図と同じ		
配線図			
配線図	変更前:標準配線図と同じ 変更後:標準配線図と同じ		
この内容で変更認定申請の登録を行います。よろしいですか?			
登録		戻る	

内容に間違いがなければ登録ボタンを押してください。

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー⑧ 【大幅な出力変更の場合】

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。
(電子申請の場合、変更後の出力が基準出力から±10kW以上の変更になる場合です。)

発電出力(※)

発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ定格出力のいずれか低いほうで小数第2位以下は切り捨て、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナを複数台設置する場合の発電出力の考え方については[こちら](#)をご覧ください。

変更前の基準出力とは、設備認定時の出力もしくは大幅な出力変更(電子申請では±10kW以上の変更)を行った場合、その変更後の出力を意味します(軽微変更届出による出力変更は基準出力には影響しません)。この基準出力と変更後の出力の差分が大幅(電子申請では±10kW以上)になる際に変更認定申請が必要になります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。[半角数字]

変更前の基準出力:	<input type="text" value="23.6"/>	kW
変更前(現在の出力):	<input type="text" value="32.9"/>	kW
変更後:	<input type="text" value="33.6"/>	kW

変更前の基準出力とは、設備認定時の出力もしくは大幅な出力変更を行った場合、その変更後の出力(複数回大幅な出力変更を行った場合、最後の変更が基準になります)を意味します。(軽微変更届出による出力変更は基準出力には影響しません)
変更前の基準出力と変更後の出力の差分が±10kW以上になる場合、大幅な出力変更になります。内容確認ボタンを押下後、次の選択へ進んでください。(次ページ参照)

つづく

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー⑨ 【大幅な出力変更の場合】

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。
(電子申請の場合、変更後の出力が基準出力から±10kW以上の変更になる場合です。)

運転開始区分(※)	現在運転開始済みか運転開始前のどちらかをお選びください。 <input type="checkbox"/> 現在運転開始済み <input type="checkbox"/> 現在運転開始前
運転開始年月日 (又は予定日)	2013年09月28日 (設備認定時に入力いただいた日)
発電出力(※)	発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ定格出力のいずれか低いほうで小数第2位以下は切り捨て、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナを複数台設置する場合の発電出力の考え方については こちら をご覧ください。 変更前の基準出力とは、設備認定時の出力もしくは大幅な出力変更(電子申請では±10kW以上の変更)を行った場合、その変更後の出力を意味します(軽微変更届出による出力変更は基準出力には影響しません)。この基準出力と変更後の出力の差分が大幅(電子申請では±10kW以上)になる際に変更認定申請が必要になります。詳しくは こちら をご覧ください。[半角数字] 変更前の基準出力: 23.6 kW 変更前(現在の出力): 32.9 kW 変更後: 33.6 kW

注意!

① 運転開始前の大幅な出力変更の申請になります。
30kWと変更後の出力30kWとの差分...
の代行申請機関までお問い合わせく

② 設備設置者の委任状が必要になります。
電子申請に係る全ての申請は、登録者(工務店等)が発電事業者(施工等)から委任を受けて、手続を行うことが前提であり、委任の有無に関する紛争は、登録者と発電事業者の間で解決すべきものであり、国及び代行申請センターは一切の責任を負いかねます。しかし、今般、発電事業者から委任を受けないまま、登録者が操作をした結果、発電事業者が意図しない認定状態になってしまう事案が多数見受けられることから、運転開始前に大幅な出力変更を伴う変更認定申請の手続きについては、個別に設備設置者からの委任状(※実印押印のこと。また、印鑑証明を求める場合がございます。)を求め、設備設置者の意思確認を行いますので十分ご留意願います。なお、委任状は、JPEA代行申請センターに郵送ください。

運転開始区分としまして、「現在運転開始済み」、「現在運転開始前」のどちらかをお選びください。「現在運転開始前」を選択した場合、内容確認画面に移りますので、内容確認後、下部のチェックボックスにチェックいただき、登録ボタンを押下してください。

運転開始区分としまして、「**現在運転開始済み**」を選択した場合、内容確認ボタンを押下後、次へ進んでください。
(次ページ参照)

つづく

この内容で変更認定申請の登録を行います。よろしいですか?

登録

戻る

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー⑩ 【大幅な出力変更の場合】

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。
(電子申請の場合、変更後の出力が基準出力から±10kW以上の変更になる場合です。)

運転開始区分(※)	現在運転開始済みか運転開始前のどちらかをお選びください。 <input checked="" type="radio"/> 現在運転開始済み <input type="radio"/> 現在運転開始前
運転開始年月日 (又は予定日)	2013年09月28日 (設備認定時に入力いただいた運転開始年月日(予定日)です)

運転開始区分としまして、「**現在運転開始済み**」を選択した場合、運転開始年月日を入力してください。(設備認定時に運転開始年月日(又は予定日)を登録いただいておりますが、大幅な出力変更する際にあらためて入力ください。)一度大幅な出力変更時もしくは設備の所在地変更時に運転開始年月日を登録いただければ、以降この運転開始年月日の入力はありません。

運転開始年月日(※)	正確な運転開始年月日をご入力ください。 運転開始年月日とは、電力会社との特定契約に基づく需給開始日のことです。(10kW以上の発電事業者様等におかれましては、毎年1回提出いただく設備設置・運転費用年報に記載いただく運転開始年月日と一致させてください。) 本報告をいただいた後、電力会社から別途報告される各認定設備の買取開始情報と照合させていただきます。このとき、双方に著しく乖離が見られた場合は、こちらから直接ご事情をお伺いし、場合によっては本届出が無効となる場合がございますのでご注意ください。 年 月 日 運転開始済みの設備につきまして、大幅な出力変更申請をされる場合、運転開始済みであることを示す書類(検針票の写しあるいは電力受給契約のご案内) JPEA代行申請センターまで送付してください。
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

確認

運転開始後の大幅な出力変更の申請になります。

変更前(現在の出力)は32.9kWですが、変更前の基準出力23.6kWと変更後の出力33.6kWとの差が±10.0kW以上になりますため、大幅な出力変更になります。
この基準となる出力23.6kWに疑義のある方は申請前に下記の代行申請機関までお問い合わせください。

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター(JP-AC)
TEL:03-5501-2001 住所:〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-10 西新橋エクセルビル4階

運転開始済みの設備につきまして、大幅な出力変更申請をされる場合、運転開始済みであることを示す書類(電力受給契約のご案内)をJPEA代行申請センターまで送付してください(提出書類の右上に必ず申請IDをご記入ください)。過去に運転開始済みであることを示す書類を提出いただいた場合でありましてもあらためて提出いただく必要がございます。

申請する者が上記について同意する場合は、
チェックボックスにチェックをお願いします。

内容確認画面に移りますので、内容確認後、下部の
チェックボックスにチェックいただき、登録ボタンを押
下してください。

内容で変更認定申請の登録を行います。よろしいですか？

登録

戻る

5. その他の手続

(2) 変更認定申請を行うー⑧

- 申請IDが発行されますので、必ず控えてください。

変更認定申請情報登録完了画面

変更認定申請情報を登録完了しました。

申請IDは、各種認定及び届出の手続が完了するまで、問い合わせに必要なIDとなります。
設備設置者の方へ、申請IDを保管していただくようお願いください。

申請ID	00054725
------	----------

設備情報一覧へ戻る

申請IDが発行されます。
ID、パスワードは全て半角です。また、大文字・小文字の区別がありますので、正確に控えてください。

申請IDは、代行申請機関に申請内容についてお問い合わせいただく際に必要となります。

- 以上で変更認定申請手続きは終了です。
- 設備情報一覧画面から、審査状況の確認や、申請内容の修正を行うことができます。

5. その他の手続

(3) 変更認定申請を行う（ログインID・パスワードをお持ちでない方）－①

- 太陽光発電設備を設置した際に、本システムを通じて設備認定申請を行っていない方は、変更認定申請手続を行う前に以下の i)、ii) の作業を行ってください。

i) ログインID及びパスワードの確認

JPEA代行申請センターに、所定のお問合わせ様式にご記入の上、電子メールにてお問合わせいただき、システムへのログインID、パスワードを確認してください。（様式は再エネ管理システムHPのトップページ（<http://www.fit.go.jp/>）からダウンロードできます。）

JPEA代行申請センター

ログインID・パスワードお問合わせ専用アドレス jp-acidpwtoi@jpea.gr.jp



ログインID、パスワードの照会について

① 登録者及び設備設置者のお問合わせは、<登録者及び設備設置者用ログインID、パスワードお問合わせ様式>にご記入ください。

② H24.7.1以前に受給申込みをされた既存設備のお問合わせは、<H24.7.1以前に受給申込みをされた既設設備のログインID、パスワードお問合わせ様式>にご記入ください。

それぞれ、電子メールにてJPEA代行申請センターまでお問合わせください。

JPEA代行申請センター ログインID・パスワードお問合わせ専用アドレス
jp-acidpwtoi@jpea.gr.jp

平成24年7月1日までに太陽光発電設備を設置し、余剰電力買取制度の適用を受けていた設備について、新たに増設を行う場合（増設後の合計出力が10kW未満）、名義や設置場所等の変更を行う場合、廃止を行う場合は、以下の手順で申請を行ってください。

(1) JPEA代行申請センターに、H24.7.1以前に受給申込みをされた既設設備のログインID、パスワードお問合わせ様式（「1. 既存設備の登録者ログインID、パスワードお問合わせ」）にご記入の上、電子メールにてお問合わせいただき、システムへのログインID、パスワードを確認してください。
JPEA代行申請センター ログインID・パスワードお問合わせ専用アドレス
jp-acidpwtoi@jpea.gr.jp

(2) (1)で確認したID、パスワードをもとにシステムにログインし、変更認定申請（発電設備区分、配線図、構造図の変更）または軽微変更届出（発電出力、太陽光パネルの型式、名義・設置場所等の変更）、廃止届出の手続を行ってください。当該設備に係る手続を工務店等がご家庭等に代わって行う場合は、マニュアル（H24.10.31版）のP.41～43の手続を行ってください。

5. その他の手続

(3) 変更認定申請を行う（ログインID・パスワードをお持ちでない方）－②

ii) 登録者の変更

i) で確認したログインID、パスワードを用いて、本システムへのログインを行ってください。

当初、ログインした状態では、太陽光発電設備を設置しているご家庭等が設備設置者 兼 登録者となっています（6ページの状態。）。工務店等がご家庭等に代わってシステム入力手続を行う場合は、58, 59ページの手順により登録者の変更を行ってください。（ご家庭等がご自身でシステム入力手続を行う場合は45ページ以降の手続に進んでください。）

5. その他の手続

(4) 登録者の変更①

- 工務店等がご家庭等に代わって本システムの入力手続を行う場合であって、工務店を変更する場合や、新たに工務店を設定する場合は、以下の手続を行ってください。

設備情報管理

- 設備情報一覧

設備認定申請入力

- 10kW未満
- 10kW以上50kW未満
- 50kW以上はこちら

管理

- 登録者情報参照
- 登録者情報修正
- パスワード変更

ログアウト

設備情報一覧画面

What's New

2013年12月25日 [入力支援システム操作マニュアル](#)を更新しました。

2012年9月28日 設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)
<input type="checkbox"/>						

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)
<input checked="" type="checkbox"/>	1	S165111C13	設置者 太郎

申請の種類がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 連絡先変更

設備情報参照 認定通知書出力 **登録者変更**

認定済の設備の中から、登録者変更を行いたい設備の「選択」欄にチェックをして、「登録者変更」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(4) 登録者の変更②

登録者変更画面

選択した設備情報の登録者を変更します。変更したい登録者のログインIDを入力してください。

設備ID	SA48988C13
登録者のログインID (※)	<input type="text"/>

変更内容確認画面

登録されている設備情報の登録者変更を行います。

システムでは登録者の変更の際、変更前の登録者に通知されることはありません。登録者を変更する際は変更前の登録者の同意を得た上で行ってください。登録者、設備設置者間の同意がなされずに登録者変更された場合、国、代行申請機関は一切責任を負いかねます。

登録者を変更する際、上記について同意する場合は、チェックボックスにチェックをお願いします。

変更完了画面

設備の登録者を変更しました。

Callout 1: 変更したい登録者のログインIDを入力し、「内容確認」ボタンを押します。

Callout 2: 変更を完了しましたら、一旦ログアウトし、再度変更した登録者のログインIDにてログインいただくことで認定済設備情報一覧に設備情報が取り込まれます。

Callout 3: 変更前・変更後の登録者と設備設置者間の同意がなされた上で登録者変更してください。

登録者の選択が終わりましたら、45ページ以降の変更認定手続を行ってください。

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行う①

- 設備情報一覧画面から手続を行う設備を選択します。

設備情報管理

- 設備情報一覧

設備認定申請入力

- 10kW未満
- 10kW以上50kW未満
- 50kW以上はこちら

管理

- 登録者情報参照
- 登録者情報修正
- パスワード変更

ログアウト

設備情報一覧画面

What's New

2013年12月25日 [入力支援システム操作マニュアルを更新しました。](#)

2012年9月28日 [設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。](#)

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
----	----	-------	-------	------	------	---------------	------	-----

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力
<input checked="" type="checkbox"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	5kW

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請

軽微変更届出

廃止届出

設備情報参照

認定通知書出力

登録者変更

認定済の設備の中から、軽微変更届出を行いたい設備の「選択」欄にチェックをして、「軽微変更届出」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行う②

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

軽微変更届出情報入力画面

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第5項の規定に基づき、認定発電設備について軽微な変更があったので、次の通り届け出ます。

◆(※) 印は必須項目となります。

設備設置者情報

設備ID	S165111C13
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
設備設置者ログインID	bbcd3374

設備情報

発電設備区分	太陽光発電設備(10kW未満)
--------	-----------------

発電出力(※)

発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ定格出力のいずれか低いほうで小数第2位以下は切り捨て、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナを複数台設置する場合の発電出力の考え方については[こちら](#)をご覧ください。

変更前の基準出力とは、設備認定時の出力もしくは大幅な出力変更(電子申請では±10kW以上の変更)を行った場合、その変更後の出力を意味します(軽微変更届出による出力変更は基準出力には影響しません)。この基準出力と変更後の出力の差分が電子申請では±10kW未満の範囲に限り、軽微変更届出が可能です。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。[半角数字]

変更前の基準出力: kW

変更前(現在の出力): kW

変更後: kW

発電出力が50kW以上の太陽光発電設備については、本システムではなく、紙媒体で各地方経済産業局に申請してください。様式のダウンロードは[こちら](#)をご覧ください。

発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか低い方を入力してください。パワーコンディショナが複数台設置される場合は、各系統におけるパネルとパワコンのいずれか低い方の出力を、それぞれ合計した値を入力してください。発電出力の考え方につきましてはP. 94をご確認ください。

※±10kW以上かつ±20%以上の出力変更の場合、又は発電設備区分の変更を伴う出力変更の場合は変更認定申請で変更してください。

つづく

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行うー③ 【既設設備のみ】

- 既設設備(発電設備区分「F」)かつ以前変更認定で買取申込時期を選択していて、今回軽微変更にて変更する際は該当する項目を選択変更してください。

買取申込時期 (※)

変更後の発電出力と

認定設備に係る電力会社への買取申込時期について、該当するものをひとつ選択してください

- 変更後の発電出力は10kW未満
- 変更後の発電出力が10kW以上で、平成23年4月1日から平成24年6月30日までの間に電力会社に電気の買取申込を行っており、出力10kW未満時における売電単価が42円(自家発電設備等を併設している場合は34円)の設備(出力10kW以上に変更後は40円(自家発電併設は32円))
- 変更後の発電出力が10kW以上で、出力10kW未満時における売電単価が42円(自家発電設備等を併設している場合は34円)ではない

既設設備(発電設備区分「F」)かつ以前変更認定で買取申込時期を選択していて、今回軽微変更にて変更する際は該当する項目を選択変更してください。ただし、変更前の出力(現在の出力)が10kW以上で、変更後も10kW以上となるケースのみ有効です。(10kW以上から10kW未満に変更する場合は変更認定申請を行ってください。)

つづく

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行うー④

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

設備名称	変更前: テスト発電所 変更後: テスト発電所 <small>[全角文字]</small>
設備の所在地 郵便番号(※)	変更前: 〒 100 - 0001 変更後: 〒 100 - 0001 <input type="button" value="住所取得"/> <small>[半角数字]</small>
設備の所在地(※)	※丁目・番地・号まで入力してください。 ※電力会社との電力需給契約と同じ住所を記載してください。 変更前: 東京都 千代田区千代田 変更後: 東京都 千代田区千代田 <small>[全角文字]</small> <small>(例) 千代田区豊ヶ岡0-00-000 横浜市西区北幸0-00-000 ▲マンション101号</small>
設置者氏名 (氏名/企業名)(※)	個人の場合は「氏名」、法人の場合は「企業名」を入力してください。 変更前: 設置者 太郎 変更後: 設置者 太郎 <small>[全角文字]</small> <small>氏名:(例) 東京 太郎 企業名:(例) 株式会社 ○○システムズ</small>
設置者氏名 (代表者名)	個人の場合は未入力、法人の場合は「代表者名」を入力してください。 変更前: 変更後: <small>[全角文字]</small> <small>代表者名:(例) 東京 太郎</small>

設置する設備の名称を任意にご登録ください（登録は必須ではありません）。
(例) 経済住宅A区画発電設備

設備名称、設備の所在地、設備の設置者氏名（法人の場合は企業名）、代表者名（法人の場合に必ず入力、個人の場合は未入力（氏名のみ）です）に変更があった場合は入力してください。

(注意)

軽微変更届出により設備の所在地変更ができるのは、確定していなかった地番が確定した場合や、実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内で所在地が変更した場合の地番変更などに限られます。

認定を受けた場所から運転開始前に別の場所に設備を移動して発電を行おうとする場合には、元の場所の認定について設備の廃止届出を提出した上で、新たな設置場所について、改めて新規の設備認定を取得する必要があります。

つづく

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行うー⑤

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

設置者住所 (郵便番号) (※)	変更前: 〒 100 - 0001 変更後: 〒 100 - 0001 <input type="button" value="住所取得"/> <input type="button" value="設備の所在地と同じ"/>
設置者住所 (※)	※丁目・番地・号まで入力してください。 変更前: 東京都 千代田区千代田 変更後: 東京都 千代田区千代田 [全角文字] (例)千代田区麩ヶ間0-00-000 横浜市西区北幸0-00-000 △△マンション101号
設置者電話番号	03-1234-5678
設置者FAX	
設置者E-mailアドレス	
変更年月日 (※)	住所、発電出力等を変更する予定日を入力してください(運転開始予定日ではありません)。 2012 年 11 月 29 日
変更の内容 (※)	<input type="text"/> [全角文字]

設置者住所に変更があった場合は入力してください。

変更の内容について何が変わったかを簡潔に記載してください。

つづく

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行うー⑥

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

変更後太陽光パネル登録

「型式選択」ボタンを押して設置する太陽光パネルの型式を選択してください。もし型式選択に対象の型式がない場合は、太陽光パネル型式(入力)欄に手入力してください。

※「(2)太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください。

A:単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池、

B:薄膜半導体を用いた太陽電池、 C:化合物半導体を用いた太陽電池

※「(3)変換効率」は日本工業規格C8960Iにおいて定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(実効変換効率でも可。)

変更前:

No	太陽光パネル型式 (選択)	太陽光パネル型式 (入力)	枚数等
1	ND-S9T1L		(1)枚数 1枚 (2)太陽光パネルの種類 A (3)変換効率 15%

変更後:

型式の変更の際、元々登録してある型式を変更しない場合は、登録の行位置(No)を変更しないようご注意ください。(例えばNo1の型式を削除する場合には、No1は空欄にするか、新しい型式をここに追加下さい。この際、No2以降に既に登録済みで変更のない型式をNo1に詰めて移動することのないようご注意ください)

No	太陽光パネル型式 (選択)	太陽光パネル型式 (入力)	枚数等
1	ND-S9T1L ▶型式選択		(1)枚数 1 <input type="text"/> 枚 <small>[半角数字]</small> (2)太陽光パネルの種類 A <input type="button" value="▼"/> (3)変換効率 15 <input type="text"/> % <small>[半角数字]</small>

太陽光パネル型式選択画面

・メーカー名又は型式を入力し、「検索」ボタンを押してください。
・型式は全て全角で入力してください。
・メーカー名で検索した場合、検索結果が複数のページにまたがる場合があります。見つからない場合は次のページを探してください。

メーカー名

型式

選択	No	メーカー名	型式
----	----	-------	----

「型式選択」ボタンを押すと、各メーカーの太陽光パネルの型式を検索・選択できます。検索・選択をせずに直接太陽光パネル型式(選択)の入力ボックスに入力することも可能ですが、入力間違いを防ぐため、**必ず最初に「型式選択」から該当する型式を検索し、登録してください。**型式選択から検索することのできない型式(認定外の型式)への変更、もしくは追加時には変更認定申請になります。
(p. 45からの変更認定申請のページをご参照ください)

「②太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください。
A: 単結晶シリコン又は多結晶シリコン、
B: 薄膜半導体、 C: 化合物半導体

「③変換効率」は日本工業規格C8960Iにおいて定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(小数点第2位以下切り捨て。実効変換効率でも可。)

つづく

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行うー⑦

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。
- 設置者が地方税法上の非課税法人か否かを選択(変更)します。

地方税法第72条の4の該当性の確認

設置者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合は、以下のチェックボックスにチェックしてください。

該当する 該当しない

【参考】地方税法(抄)

第72条の4 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体
一の二 地方独立行政法人

二 法人税法 別表第一に規定する独立行政法人

二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター

三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に規定する地方公共団体金融機構

四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

設置者(発電事業者)が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当(※)する場合には「該当する」にチェックを、該当しない場合には「該当しない」にチェックします。

(※) 地方税法第72条の4に規定する法人

- 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体
- 一 地方独立行政法人
- 一 法人税法別表第一に規定する独立行政法人
- 一 国立大学法人等及び日本司法支援センター
- 一 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法に規定する地方公共団体金融機構
- 一 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

入力いただいた内容は、最初に代行申請機関に転送され、申請内容の確認等を行った後、経済産業省(地方経済産業局)に申請されます。

このことについて、申請者の方にご同意いただいた上で、「内容確認」ボタンを押してください。

※この時点ではまだ軽微変更届出手続きは完了していません。

確認

本システムからなされた国への軽微変更届出手続については、国が委託した代行申請実施機関が代行して行います。



記を理解、確認しました。

本画面に表示中の情報を確認して、登録内容に間違いのない場合は「内容確認」ボタンを押してください。

本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の情報は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく各種申請・届出手続の処理に使用します。あらかじめ本人の同意なく他の目的に使用することはありません。

内容確認

戻る

つづく

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行うー⑧ 【設備の所在地の変更時のみ】

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

The screenshot shows a form titled "設備の所在地変更理由 (※)". It is divided into two sections:

- 1. 運転開始前の方**
 - 当初申請時点では未確定だった番地が確定した
 - 設備所在地の箇所に誤って設置者住所を記入したため修正変更
 - 区画整理事業や市町村合併等のため住所記載内容の修正
 - 地番表示から住居表示に変更
 - 上記以外の、その他の理由
- 2. 運転開始後の方**
 - 太陽光の余剰買取制度時代に設置した設備(設備IDがFで始まる既設設備)の方
 - 固定価格買取制度の下で設置した設備(設備IDがS、T、Aのいずれかで始まる設備)の方(ただし屋根貸しのAは除く)
 - 屋根貸し事業を行っている方

Callouts in the image point to these sections and the "確認" (Confirmation) section below.

設備の所在地に変更があった場合は、内容確認ボタン押下後、設備の所在地変更理由を選択してください。 選択項目は運転開始前と後で分けており、運転開始前である場合、「1. 運転開始前の方」の5項目から選択後、内容確認ボタンを押下してください。運転開始後である場合、「2. 運転開始後の方」の3項目から選択後、内容確認ボタンを押下してください。その後続いて設備の所在地変更理由(2)の選択にお進みください。(次ページ参照)

設備の所在地変更理由として、「1. 運転開始前の方」の5項目のどれかを選択した場合、再び内容確認ボタンを押下してください。

設備の所在地変更理由として、「2. 運転開始後の方」の3項目のどれかを選択した場合、再び内容確認ボタンを押下してください。(次ページ参照)

確認

設備の所在地に変更がございます。

本届出について、実質的に同一場所での事業と認められる範囲を逸脱していると資源エネルギー庁において判断した場合には、法第40条第1項に基づき報告聴取を行い、その結果、実質的に同一の事業を継続して行っているといえないと判断した場合には、認定の取消しを行い、新たな事業場所について改めて新規の設備認定を取得していただく場合があります。

- 申請する者が上記について同意する場合は、チェックボックスにチェックをお願いします。

この内容で軽微変更届出の登録を行います。よろしいですか？

登録

戻る

入力した内容の確認画面が表示されます。確認内容に同意いただいた上で「登録」ボタンを押してください。

つづく

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行うー⑨ 【設備の所在地の変更時のみ】

- 認定設備の情報が表示されますので、変更する箇所を修正してください。

設備の所在地 変更理由(2) (※) (運転開始後の方)	設備の所在地変更理由として、「2. 運転開始後の方」の項目のいずれかを選択いただいた方は、続けて下記のどちらかをお選びください。 <input type="checkbox"/> 設備を移設して、新たな場所で発電を開始する場合 <input type="checkbox"/> 場所自体に変更はないが、所在地の表記が変更となる場合 (地番表示から住居表示に変更など)
運転開始年月日 (又は予定日)	2013年07月01日 (設備認定時に入力いただいた運転開始日(予定日)です)
運転開始年月日 (※)	正確な運転開始年月日をご入力ください。 運転開始年月日とは、電力会社との特定契約に基づく需給開始日のことです。(10kW以上の発電事業者様等におかれましては、毎年1回提出いただく設備設置・運転費用年報に記載いただく運転開始年月日と一致させてください。) 本報告をいただいた後、電力会社から別途報告される各認定設備の買取開始情報と照合させていただきます。このとき、双方に若干の乖離が見られた場合は、こちらから直接ご事情をお伺いし、場合によっては本届出が無効となることがございますのでご注意ください。 年 月 日

設備の所在地変更理由の内、「2. 運転開始後の方」の3項目のどれかを選択いただいた場合は、内容確認ボタン押下後、設備の所在地変更理由(2)のどちらかをお選びください。そして運転開始年月日を入力してください。(設備認定時に運転開始年月日(又は予定日)を登録いただいておりますが、設備所在地を変更する際にあらためて入力ください。)一度設備の所在地変更時に運転開始年月日を登録いただいている場合は、以降この運転開始年月日の入力の必要はありません。
また、運転開始年月日の入力には発電設備区分：S、T、Aの設備のみでして、発電設備区分：F(既設設備)につきましては入力の必要はありません(入力画面は表示されません)

設備の所在地変更理由(2)を選択、運転開始年月日を入力後、再び内容確認ボタンを押下してください。

確認

設備の所在地に変更がございます。

届出について、疑義があると資源エネルギー庁において判断した場合には、法第40条第1項に基づき報告聴取を行い、その結果、実質的に同一の事業を継続して行っているといえないと判断した場合には、認定の取消しを行い、新たな事業場所について改めて新規の設備認定を取得していただく場合があります。

申請する者が上記について同意する場合は、チェックボックスにチェックをお願いします。

この内容で軽微変更届出の登録を行います。よろしいですか？

登録

戻る

つづく

5. その他の手続

(5) 軽微変更届出を行う⑩

- 届出内容等を確認し、届出します。

軽微変更届出情報確認画面			
設備設置者情報			
設備ID	SS15079A01		
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方		
設備設置者ログインID	dbf98614		
設備情報			
発電設備区分	太陽光発電設備(10kW未満)		
発電出力	実容量: 4.8kW 実発電: 4.8kW		
設備の所在地 郵便番号	実容量: 〒178-0001 実発電: 〒178-0001		
設備の所在地	実容量: 東京都練馬区練馬9-8-8 実発電: 東京都練馬区練馬9-8-8		
設置者氏名 (氏名/企業名)	実容量: 練馬 次郎 実発電: 練馬 次郎		
設置者氏名 (代表者名)	実容量: 実発電:		
設置者住所 (郵便番号)	実容量: 〒178-0001 実発電: 〒178-0001		
設置者住所	実容量: 東京都練馬区練馬9-8-8 実発電: 東京都練馬区練馬9-8-8		
設置者電話番号	03-7878-8989		
設置者FAX	03-7878-8989		
設置者E-mailアドレス	nerima-j@nerimaku.co.jp		
変更予定日	2012年07月25日		
変更の内容	設備設置場所の変更		
太陽光パネル登録			
変更前:			
No	太陽光パネル型式(選択)	太陽光パネル型式(入力)	枚数
1	ND-D61RW		6
変更後:			
No	太陽光パネル型式(選択)	太陽光パネル型式(入力)	枚数
1	ND-D61RW		6

この内容で軽微変更届出の登録を行います。よろしいですか?

軽微変更届出情報登録完了画面	
軽微変更届出情報を登録完了しました。	
申請IDは、各種認定及び届出の手続が完了するまで、問い合わせに必要なIDとなります。 設備設置者の方へ、申請IDを保管していただくようお願いください。	
申請ID	00054726
設備情報一覧へ戻る	

申請IDが発行されます。

ID、パスワードは全て半角です。また、大文字・小文字の区別がありますので、正確に控えてください。

申請IDは、代行申請機関に申請内容についてお問い合わせいただく際に必要となります。

入力した内容の確認画面が表示されます。内容に間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。

- 以上で軽微変更届出手続は終了です。
- 設備情報一覧画面から届出内容の修正を行うことができます。

5. その他の手続

(6) 廃止届出を行う①

- 廃止届出を行う場合は、本手続を行った後、速やかに廃棄に伴うマニフェスト（写）、廃棄後の現場写真をJPEA代行申請センターまで郵送によりご提出ください。

(送り先) 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター(JP-AC)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-10 西新橋エクセルビル4階

- 設備情報一覧画面から手続を行う設備を選択します。

設備情報一覧画面

What's New

2013年12月25日 [入力支援システム操作マニュアルを更新しました。](#)
2012年9月28日 [設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。](#)

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
<input type="checkbox"/>								

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	認定日
<input checked="" type="checkbox"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	5kW	2012年11月11日

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 **廃止届出** 連絡先変更

設備情報参照 認定通知書出力 登録者変更

(注意)

設備認定は取得したものの、事業の実施に至らなかった場合や、同じ設置場所にて重複認定を受けていた場合には、原則として廃止届出をご提出ください。

重複認定の場合には、電気事業者と契約を結んでいる設備IDについては廃止しないように注意してください。

認定済の設備の中から、廃止届出を行いたい設備の「選択」欄にチェックをして、「廃止届出」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(6) 廃止届出を行う②

- 廃止届出注意画面が表示されますので、内容をご確認の上、次へ進んでください。

廃止届出注意画面

注意！

現在設置者 太郎様の設備認定を廃止されようとしています。

最近、システム操作者の誤りにより認定発電設備の廃止を行い、設備の設置者とトラブルとなるケースが急増しております。手続きは設備設置者の同意を得た上で慎重に行ってください。

①設備認定は無効になります。

本廃止届出手続きを完了させることにより、当該設備認定は無効となります。特に、今年度以前に設備認定を取得され、かつ電力会社への特定契約、接続契約を申し込まれて、今年度以前の買取価格適用が決定されている設備設置者様におかれましては、本手続きにより当初の設備認定が無効となり、同一発電事業を行おうとされた場合であっても再度設備認定申請を行っていただく必要があります。この場合、現在適用されている価格は適用されず、新しい設備認定時の価格適用となりますので、くれぐれもご注意ください。

②設備設置者の委任状が必要になります。

電子申請に係る全ての申請は、登録者(工務店等)が発電事業者(施主等)から委任を受けて手続きを行うことが前提であり、委任の有無に関する紛争は、登録者と発電事業者の間に発生すべきものであり、国及び代行申請センターは一切の責任を負いかねます。通常、発電事業者から委任を受けないまま、登録者が操作をした結果、発電事業者の意思図となってしまう事案が多数見受けられることから、登録者と発電事業者が同一でない届出の手続きについては、個別に設備設置者からの委任状(※実印押印のことで、明を求める場合がございます。)を求め、設備設置者の意思確認を行いますので、必ずお申し込みください。なお、委任状は、JPEA代行申請センターに郵送ください。

確認

上記に同意し、設置者 太郎様の認定発電設備、廃止届出情報入力画面に進みます。

郵送で委任状を提出することに同意します。

廃止届出

戻る

委任状のリンクをクリックいただくことで、委任状のフォーマットがダウンロードできます。

委任状は、登録者と設備設置者が同一の場合は提出の必要はありません。その場合でありましても、お手数ですが、チェックを入れていただき、廃止届出ボタンを押下してください。

廃止届出を申請するにあたり、注意内容に同意いただいた上で「廃止届出」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(6) 廃止届出を行う③

- 認定設備の情報が表示されますので、廃止日と廃止理由を入力してください。

廃止届出情報入力画面

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 施行規則第11条の規定に基づき、認定発電設備の廃止をしたので、次の通り届け出ます。

◆(※)印は必須項目となります。

設備設置者情報

設備ID	SA77926C13
認定申請の認定日	2013年07月24日
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
設備設置者ログインID	iica3378

設備情報

発電設備区分	太陽光発電
発電出力	5.5kW
設備の所在地	東京都テ...
設置者氏名 (氏名/企業名)	設置者 太郎
廃止日(※)	2013年07月26日
廃止理由(※)	撤去のため

設備を廃止した日を入力してください。

確認

本システムからなされた国への廃止届出手続については、国が委託した代行申請実施機関が代行して行います。ただし、申請者により虚偽の申請・届出がなされ、国において認定・受理がなされた後に、これらが虚偽であることが発覚し、その効力が取り消され、申請者に不利益が生じた場合、代行申請機関は一切責任を負いかねます。

上記を理解、確認しました。

本画面に表示中の情報を確認して、登録内容に間違いがない場合は「内容確認」ボタンを押してください。

本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の情報は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく各種申請・届出手続の処理に使用され、あらかじめ本人の同意なく他の目的に使用することはありません。

内容確認

戻る

設備廃止の理由を簡潔に入力してください。

「I」や「①」、「高」、「崎」などの環境依存文字は使用できません。これらの文字が含まれている場合は、それに相当する他の文字(外字入力について(p. 96)を参照ください)を入力してください。(漢字をカタカナ表記に置き換える場合は環境依存文字に限りするため、入力可能な漢字は漢字を用いて下さい)

設備認定を重複して受けた場合における不要認定の廃止を行う場合は、以下のように入力してください。

(例)

重複申請による廃止(存続させる設備ID: S123456A01) (※)。

※電力会社と需給契約を結んでいる設備IDを廃止しないように注意!

入力いただいた内容は、最初に代行申請機関に転送され、届出内容の確認等を行った後、経済産業省(地方経済産業局)に届出されます。このことについて、申請者の方にご同意いただいた上で、「内容確認」ボタンを押してください。

※この時点ではまだ廃止届出手続きは完了していません。

5. その他の手続

(6) 廃止届出を行う④

- 申請IDが発行されますので、必ず控えてください。

設備設置者情報

設備ID	SA77926C13
認定申請の認定日	2013年07月24日
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
設備設置者ログインID	iica3378

設備情報

発電設備区分	太陽光発電設備(10kW未満)
発電出力	5.5kW
設備の所在地	東京都テスト区テスト町123
設置者氏名 (氏名/企業名)	設置者 太郎
廃止日	2013年07月26日
廃止理由	廃止

確認

本廃止届出手続きを完了させることにより、当該設備の認定は無効となります。特に、今年度以前に設備認定を取得され、かつ電力会社への特定契約、接続契約を申し込まれて、今年度以前の買取価格適用が決定されている設備設置者様におかれましては、**手続きにより当初の設備認定が無効**となり、同一発電事業を行おうとされた場合であっても再度設備認定申請を行っていただく必要があります。この場合、**現在適用されている価格は適用されず、新しい設備認定時の価格適用となります**ので、くれぐれもご注意ください。

上記を確認し、テスト様の認定発電設備を廃止します。

この内容で廃止届出の登録を行います。よろしいですか？

登録

戻る

廃止届出情報登録完了画面

廃止届出情報を登録完了しました。

申請IDは、各種認定及び届出の手続が完了するまで、問い合わせに必要なIDとなります。設備設置者の方へ、申請IDを保管していただくようお願いください。

申請ID

00054727

設備情報一覧へ戻る

申請IDが発行されます。

ID、パスワードは全て半角です。また、大文字・小文字の区別がありますので、正確に控えてください。

申請IDは、代行申請機関に申請内容についてお問い合わせいただく際に必要となります。

入力した内容の確認画面が表示されます。内容に間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。

- 以上で廃止届出手続は終了です。
- 設備情報一覧画面から届出内容の修正を行うことができます。

5. その他の手続

(7) 連絡先変更を行うー①

- 設備情報一覧画面から手続を行う設備を選択します。

設備情報一覧画面

What's New

2013年12月25日 [入力支援システム操作マニュアル](#)を更新しました。
2012年9月28日 設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
<input type="checkbox"/>								

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	認定日
<input checked="" type="checkbox"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	5kW	2012年11月11日

申請の種別がわからない方は[こちら](#)

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 **連絡先変更**

設備情報参照 認定通知書出力 登録者変更

認定済の設備の中から、連絡先変更を行いたい設備の「選択」欄にチェックをして、「連絡先変更」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(7) 連絡先変更を行うー②

- 変更したい項目に入力してください。

連絡先情報入力画面

連絡先を入力してください。
◆(※)印は必須項目となります。

設備設置者情報

設備ID	SA48989C13
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
設備設置者ログインID	igci2742

設備情報

発電設備区分	太陽光発電設備(10kW未満)
発電出力	4.8kW
設備の所在地 郵便番号	〒164-0001
設備の所在地	東京都中野区中野8-8-10
設置者氏名 (氏名/企業名)	中野 明子
設置者氏名 (代表者名)	

つづく

変更したい連絡先を入力してください。

設置者電話番号(※)	変更前: 03-3232-4545 変更後: 03-3232-4545 (例) 03-1234-5678 (中角大角)
設置者FAX	変更前: 03-3232-4545 変更後: 03-3232-4545 (例) 03-1234-5678 (中角大角)
設置者E-mailアドレス	変更前: nakano-a@nakanoku.co.jp 変更後: a-nakano@nakanoku.co.jp (中角大角) (例) a@re@energy.co.jp
設置者E-mailアドレス (確認)	a-nakano@nakanoku.co.jp (中角大角)

本画面に表示中の情報を確認して、
登録内容に間違いがない場合は「内容確認」ボタンを押してください。

内容確認

戻る

入力した内容の確認画面が表示されます。内容に間違いがなければ、「内容確認」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(7) 連絡先変更を行うー③

- 変更後連絡先を確認します。

連絡先情報確認画面

設備設置者情報

設備ID	SA48989C13
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
設備設置者ログインID	lgci2742

設備情報

発電設備区分	太陽光発電設備(10kW未満)
発電出力	4.8kW
設備の所在地 郵便番号	〒164-0001
設備の所在地	東京都中野区中野8-8-10
設置者氏名 (氏名/企業名)	中野 明子
設置者氏名 (代表者名)	
設置者電話番号	03-3232-4545
設置者FAX	03-3232-4545
設置者E-mailアドレス	a-nakano@nakano.co.jp

この内容で連絡先の登録を行います。よろしいですか？

登録

戻る

連絡先情報登録完了画面

連絡先情報を登録完了しました。

設備情報一覧へ戻る

入力した内容の確認画面が表示されます。内容に間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(8) 設備情報参照を行うー①

- 設備情報一覧画面から設備情報を確認したい設備を選択します。

設備情報一覧画面

What's New

2013年12月25日 [入力支援システム操作マニュアルを更新しました。](#)

2012年9月28日 [設備情報一覧画面の認定済設備情報一覧は、認定日順に並ぶように変更しました。](#)

申請中 設備情報一覧

申請中の設備はありません。

選択	No	申請書状態	申請書種別	申請ID	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	申請日
[Empty table body]								

認定済 設備情報一覧

廃止設備は、設備IDを赤字表示します。

選択	No	設備ID	設置者氏名(氏名/企業名)	発電出力	認定日
<input checked="" type="checkbox"/>	1	S165111C13	設置者 太郎	5kW	

申請の種別がわからない方はこちら

変更認定申請 軽微変更届出 廃止届出 連絡先変更

設備情報参照 認定通知書出力 登録者変更

認定済の設備の中から、設備情報参照を行いたい設備の「選択」欄にチェックをして、「設備情報参照」ボタンを押してください。

5. その他の手続

(8) 設備情報参照を行うー②

- 認定設備の情報が表示されますので、内容を確認してください。

設備情報参照画面

設備設置者情報

設備ID	SA48988C13
設備設置者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
設備設置者ログインID	hcht5684

設備情報

発電設備区分	太陽光発電設備(10kW未満)
発電出力	8.4kW
設備の所在地 郵便番号	〒150-0002
設備の所在地	東京都渋谷区渋谷9-8-7
運転開始年月日 (又は予定日)	2012年07月30日
設置者氏名 (氏名/企業名)	株式会社 渋谷商店
設置者氏名 (代表者名)	渋谷 次郎
設置者住所 (郵便番号)	〒150-0002
設置者住所	東京都渋谷区渋谷9-8-7
設置者電話番号	03-1212-3434
設置者FAX	03-1212-3434
設置者E-mailアドレス	shibuya@shibuyaku.co.jp

太陽光パネル登録

No	太陽光パネル型式(選択)	太陽光パネル型式(入力)	枚数
1	NA-H135H		8

構造図

構造図	標準構造図と同じ
-----	----------

配線図

配線図	標準配線図と同じ
-----	----------

申請/届出履歴

No	申請/届出種別	認定日	項目名	変更内容(前)
				変更内容(後)
1	設備認定申請	2012年07月20日	-	

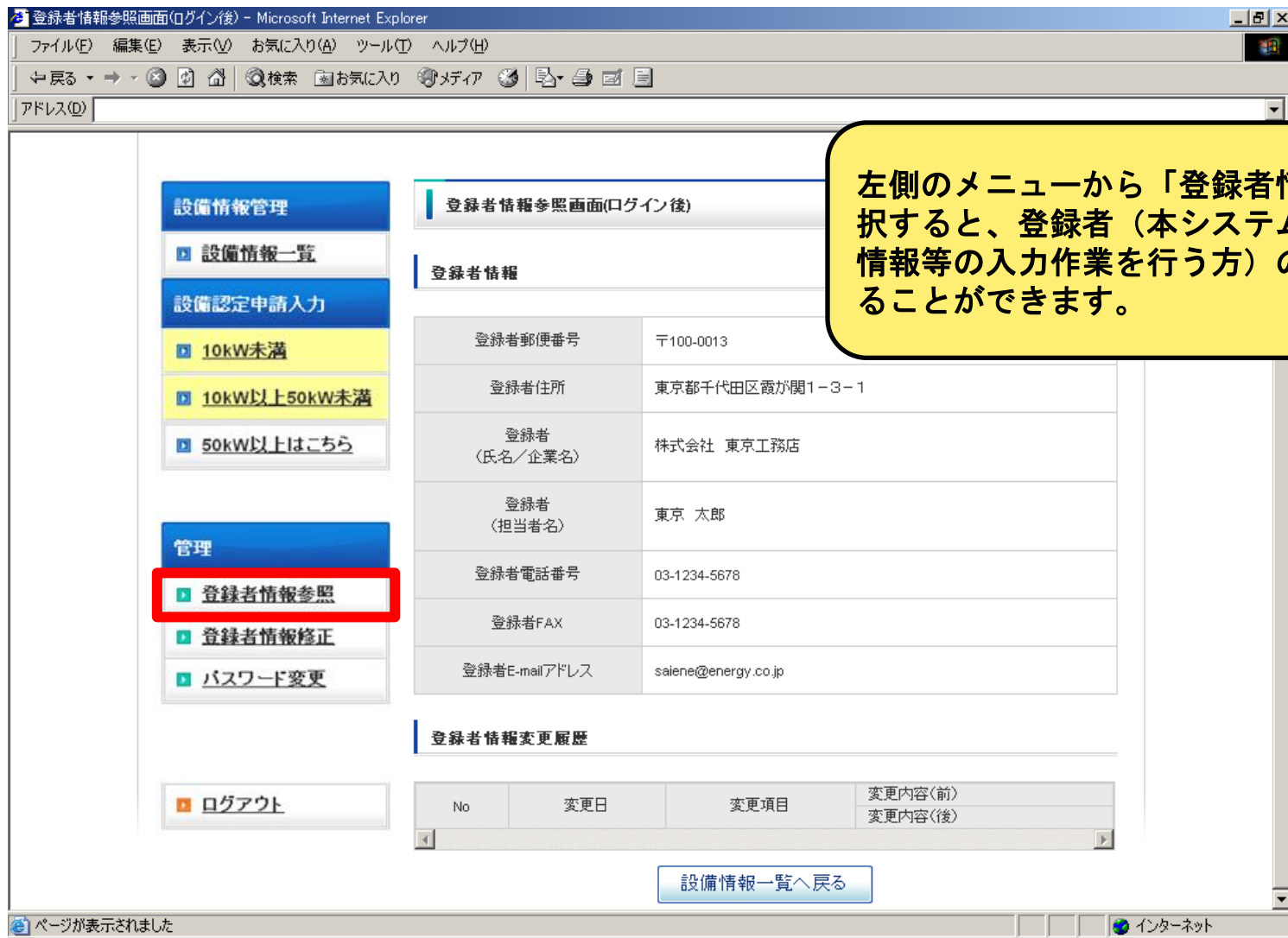


設備内容を確認し、「閉じる」ボタンを押してください。設備情報一覧画面に戻ります。

ここでの申請日は常に設備認定時の申請日です。
P. 38における申請中設備情報一覧の参照画面の
申請日と意味が異なります。

6. 登録者情報の参照・修正、パスワードの変更

(1) 登録者情報を参照する



登録者情報参照画面(ログイン後) - Microsoft Internet Explorer

登録者情報参照画面(ログイン後)

登録者情報

登録者郵便番号	〒100-0013
登録者住所	東京都千代田区霞が関1-3-1
登録者 (氏名/企業名)	株式会社 東京工務店
登録者 (担当者名)	東京 太郎
登録者電話番号	03-1234-5678
登録者FAX	03-1234-5678
登録者E-mailアドレス	saiene@energy.co.jp

登録者情報変更履歴

No	変更日	変更項目	変更内容(前) 変更内容(後)

設備情報一覧へ戻る

ページが表示されました

インターネット

左側のメニューから「登録者情報参照」を選択すると、登録者（本システムを通じて申請情報等の入力作業を行う方）の情報を参照することができます。

6. 登録者情報の参照・修正、パスワードの変更

(2) 登録者情報を修正する①

登録者情報入力画面(ログイン後)

このシステムに入力を行う方(工務店などの方又は設備の保有者本人)の情報を◆(※)印は必須項目となります。

登録者情報

登録者郵便番号(※)	〒 00000000 - 00000000	住所取得	(中略)
登録者住所(※)	※丁目・番地・号まで入力して下さい。 東京都 千代田区霞が関1-3-1 <small>(例)〒千代田区千代田0-0-0000 東京都千代田区千代田0-0-0000 ムムマンション101号</small>		(中略)
登録者氏名(氏名/企業名)(※)	個人の場合は「氏名」、法人の場合は「企業名」を入力してください。 株式会社 東京工務店 <small>氏名:(例)奥野 太郎 企業名:(例)株式会社 ○○システムズ</small>		(中略)
登録者氏名(担当者名)	個人の場合は未入力、法人の場合は「担当者名」を入力してください。 東京 太郎 <small>担当者名:(例)奥野 太郎</small>		(中略)
登録者電話番号(※)	03-1234-5678	<small>(例)03-1234-5678</small>	(中略)
登録者FAX	03-1234-5678	<small>(例)03-1234-5678</small>	(中略)
登録者E-mailアドレス	saiene@energy.co.jp <small>(例)saiene@energy.co.jp</small>		(中略)
登録者E-mailアドレス(確認)	saiene@energy.co.jp		(中略)

内容確認 戻る

左側のメニューから「登録者情報修正」を選択すると、登録者（本システムを通じて申請情報等の入力作業を行う方）の情報を修正することができます。

変更する項目を入力し、内容確認ボタンを押してください。

6. 登録者情報の参照・修正、パスワードの変更

(2) 登録者情報を修正する②

登録者情報確認画面(ログイン後) - Microsoft Internet Explorer

登録者情報確認画面(ログイン後)

登録者情報

登録者郵便番号	〒100-0013
登録者住所	東京都千代田区霞が関1-3-1
登録者氏名 (氏名/企業名)	株式会社 東京工務店
登録者氏名 (担当者名)	東京 太郎
登録者電話番号	03-1234-5678
登録者FAX	03-1234-5678
登録者E-mailアドレス	saiene@energy.co.jp

上記の内容で登録します。登録してよろしければ「登録」ボタンを押してください。

登録

戻る

内容に間違いがなければ登録ボタンを押してください。

6. 登録者情報の参照・修正、パスワードの変更

(3) パスワードを変更するー①

パスワード変更画面 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り メディア

アドレス(D)

設備情報管理

- 設備情報一覧
- 設備認定申請入力
- 10kW未満
- 10kW以上50kW未満
- 50kW以上はこちら

管理

- 登録者情報参照
- 登録者情報修正
- パスワード変更**
- ログアウト

パスワード変更画面

現在のパスワードと新しいパスワードを入力してください。

現在のパスワード	<input type="password"/>	[半角英数字]
新しいパスワード	<input type="password"/>	[半角英数字8桁]
新しいパスワード(確認)	<input type="password"/>	[半角英数字8桁]

変更 戻る

ページが表示されました

インターネット

6. 登録者情報の参照・修正、パスワードの変更

(3) パスワードを変更する②

設備情報管理

- 設備情報一覧

設備認定申請入力

- 10kW未満
- 10kW以上50kW未満
- 50kW以上はこちら

管理

- 登録者情報参照
- 登録者情報修正
- パスワード変更**

ログアウト

パスワード変更画面

現在のパスワードと新しいパスワードを入力してください。

現在のパスワード	<input type="password"/>	[半角英数字]
新しいパスワード	<input type="password"/>	[半角英数字8桁]
新しいパスワード(確認)	<input type="password"/>	[半角英数字8桁]

変更

現在のパスワードと変更後のパスワードを入力し、「変更」ボタンを押します。

パスワード変更完了画面

パスワードを変更しました。

設備情報一覧へ戻る

設備情報管理

- 設備情報一覧

設備認定申請入力

- 10kW未満
- 10kW以上50kW未満
- 50kW以上はこちら

管理

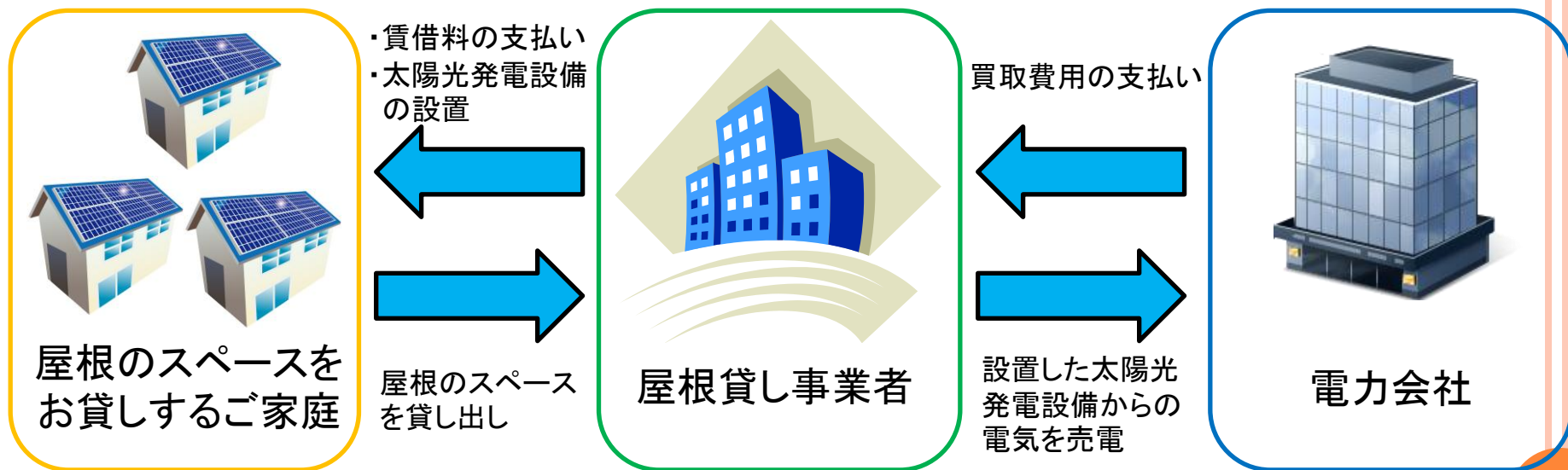
- 登録者情報参照
- 登録者情報修正
- パスワード変更

ログアウト

7. 屋根貸し事業（複数太陽光発電設備設置事業）について

(1) 屋根貸し事業（複数太陽光発電設備設置事業）とは

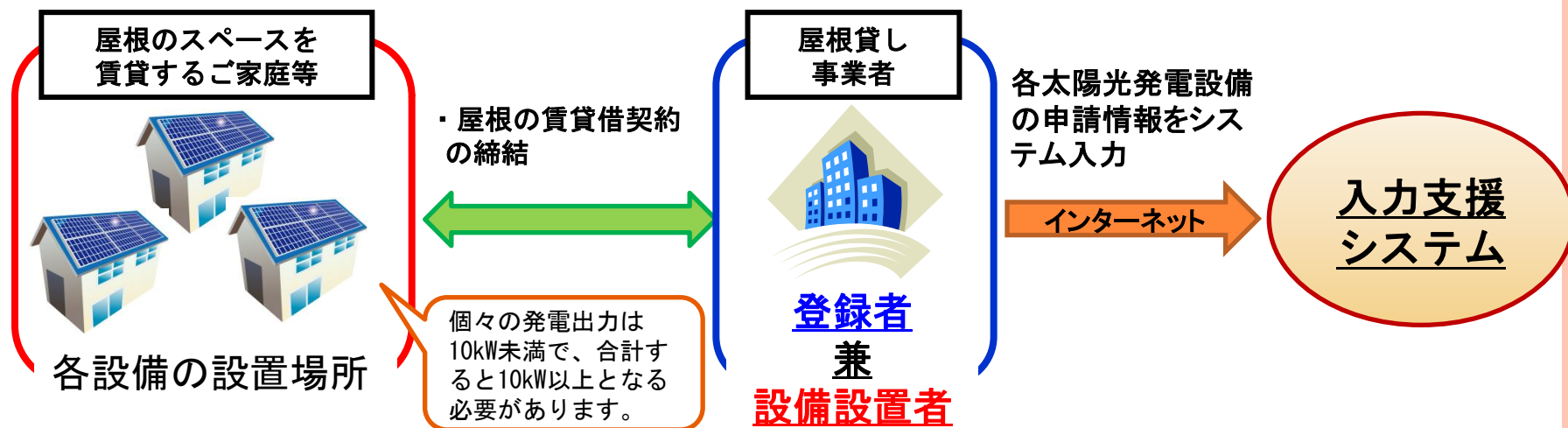
- 「屋根貸し」とは、ご家庭の屋根のスペースを、発電事業者との賃借契約により貸し出すことをいいます。
- 「屋根貸し」をしたご家庭は、発電事業者との賃借契約に基づき、賃借料を受け取ることができます。
- 発電事業者は、ご家庭から借りた屋根の上に太陽光発電設備を設置します。そこから発電された電気は、固定価格買取制度のもと、電力会社に買い取られます。
- このような形態により太陽光発電の設置を進めることを「屋根貸し」（複数太陽光発電設備設置事業）といいます。



7. 屋根貸し事業（複数太陽光発電設備設置事業）について

(2) 屋根貸し事業（複数太陽光発電設備設置事業）の設備認定申請方法

- 屋根貸し事業における太陽光発電設備について設備認定申請を行う場合、本システムのご利用形態は以下のとおりです。



- ※ 屋根貸し事業者は、一般のご家庭の屋根に設備を設置する場合は必ず当該ご家庭との間で屋根の賃貸に係る契約書を取り交わした上で入力を行ってください。
- ※ なお、屋根貸しの場合、各設備の配線方法は全量配線（発電された電気を住宅内の電力消費に充てず、直接電気事業者に供給する配線構造）である必要があります。余剰配線は認められませんのでご注意ください。

7. 屋根貸し事業（複数太陽光発電設備設置事業）について

(3) 申請時の注意点

- 屋根貸し事業における太陽光発電設備についての設備認定申請方法は、基本的には「自ら太陽光発電設備を設置する場合」と同じですが、以下の点が異なりますのでご注意ください。

- ①必ず屋根貸し事業者を「登録者」としてご登録していただきます。
- ②一般のご家庭の屋根に設備を設置する場合は必ず当該ご家庭との間で屋根の賃貸に係る契約書を締結し、その契約書の写しを代行申請機関にご提出ください。また、申請内容によっては登記簿謄本が必要な場合があります。
- ③個々の太陽光発電設備の出力は10kW未満であり、それらを合計すると10kW以上となる必要があります。
- ④以下の項目は、屋根を貸すご家庭等ではなく、屋根貸し事業を行う事業者の情報を入力してください。

- ・ 設置者氏名（氏名／企業名）
- ・ 設置者氏名（代表者名）
- ・ 設置者住所（郵便番号）
- ・ 設置者住所
- ・ 設置者電話番号
- ・ 設置者FAX
- ・ 設置者E-mailアドレス

屋根貸し事業における設備認定申請につきましては、自ら太陽光発電設備を設置する場合の申請と比べ、認定手続きに多く時間を要しますのでご注意願います。

8. 参考：ダブル発電とは

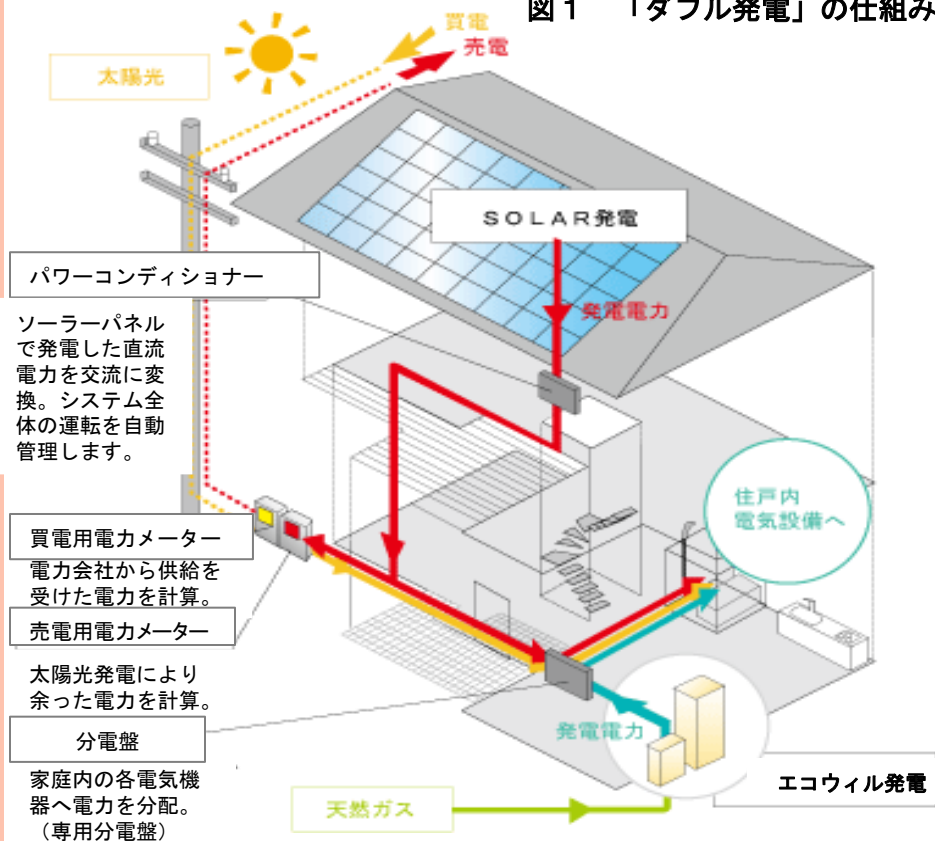
○自家発電設備（家庭用燃料電池・ガスエンジン発電等）と太陽光発電の双方を設置している場合。その場合、自家発電設備で発電された電気は優先的に自家消費される。

（系統に当該自家発電分そのものが逆潮することはないような仕組みとなっている。）

○自家発電の結果、太陽光発電のみ設置している場合に比べ、系統に逆潮する電気が増加。（押し上げ効果）

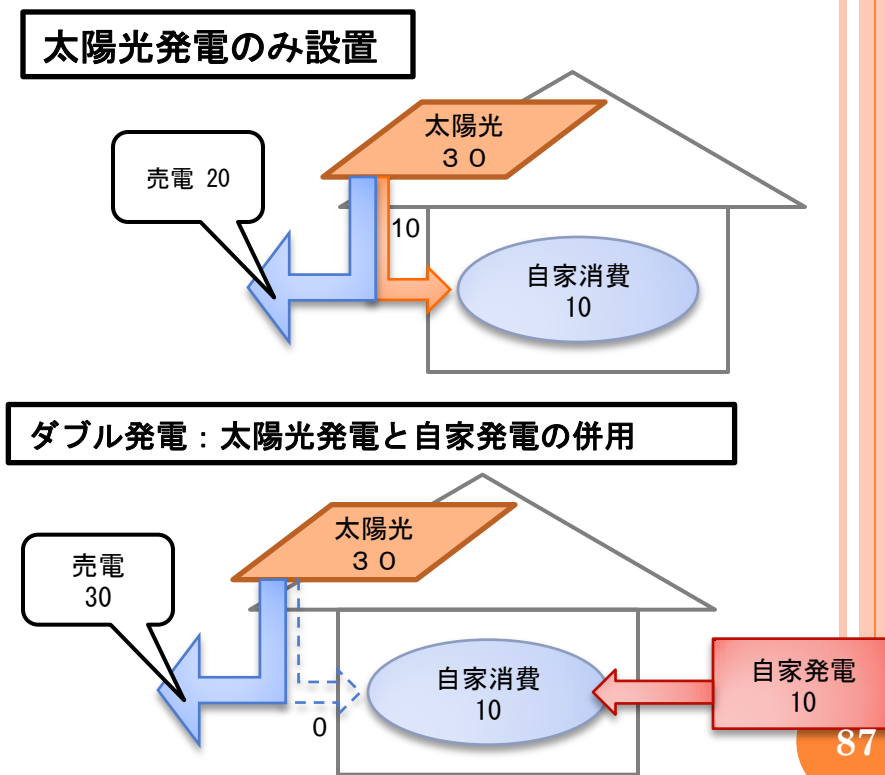
※なお、太陽光発電が発電中は自家発電設備が稼働しない構造となっていることが証明できれば、単独設置と同様の区分で認定を受けることができる。

図1 「ダブル発電」の仕組み



（出典）ガス会社HP

図2 「ダブル発電」の概念図

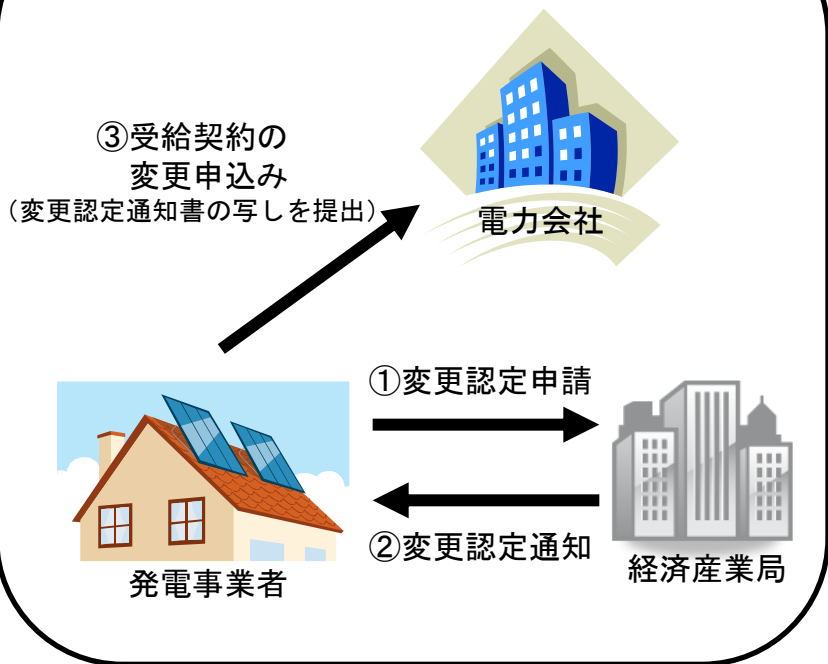


9. 軽微変更届出の運用について

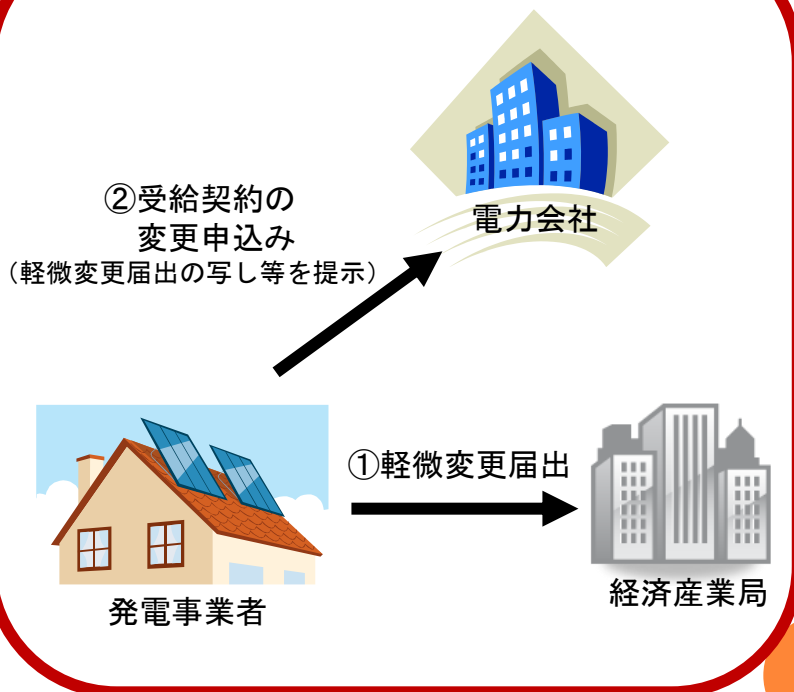
認定された発電設備の発電出力を変更する場合、従来は事前に「変更認定申請」手続を行う必要がありましたが、平成24年8月27日より、一定の範囲内での出力の変更については「軽微変更届出」により手続が可能となります。

これにより、速やかに電力会社との間の契約手続を進めることができます。

従来の手続の流れ



今後の手続の流れ



9. 軽微変更届出・変更認定申請の運用について

(1) 対象となる出力の範囲について

軽微変更届出により変更できる出力の範囲は、認定された出力の±20%未満の変更、又は±10kW未満の変更の場合のみ（発電設備区分の変更がある場合は除く。）です。これらを超える出力の変更、又は発電設備区分をまたぐ出力の変更については従来どおり変更認定申請により手続を行う必要があります。

例1：認定された出力が5kWの設備を8kWに増設する場合

→±10kW未満の範囲内の変更であるため、軽微変更届出により変更可能

例2：認定された出力が8kWの太陽光発電設備を11kWに増設する場合

→±10kWの範囲内の変更であるが、発電設備区分（太陽光の場合、10kW未満か10kW以上かで区分が異なる。）の変更を伴う出力変更であるため、変更認定申請が必要（軽微変更届出では変更不可）。変更後の出力が50kW未満であるため、変更認定申請は、入力支援システムで行います（平成25年1月10日以降に運用変更）。

例3：認定された出力が45kWの太陽光発電設備を60kWに増設する場合

→認定出力の±20%以上の変更、かつ±10kW以上の変更であるため、変更認定申請が必要（軽微変更届出では変更不可）。変更後の出力が50kW以上であるため、変更認定申請は、紙媒体で経済産業局に行います。

例4：5.5kWで申請しなければならないところ、誤って5.0kWで申請をして認定を受けた設備について、出力を5.5kWに訂正する場合

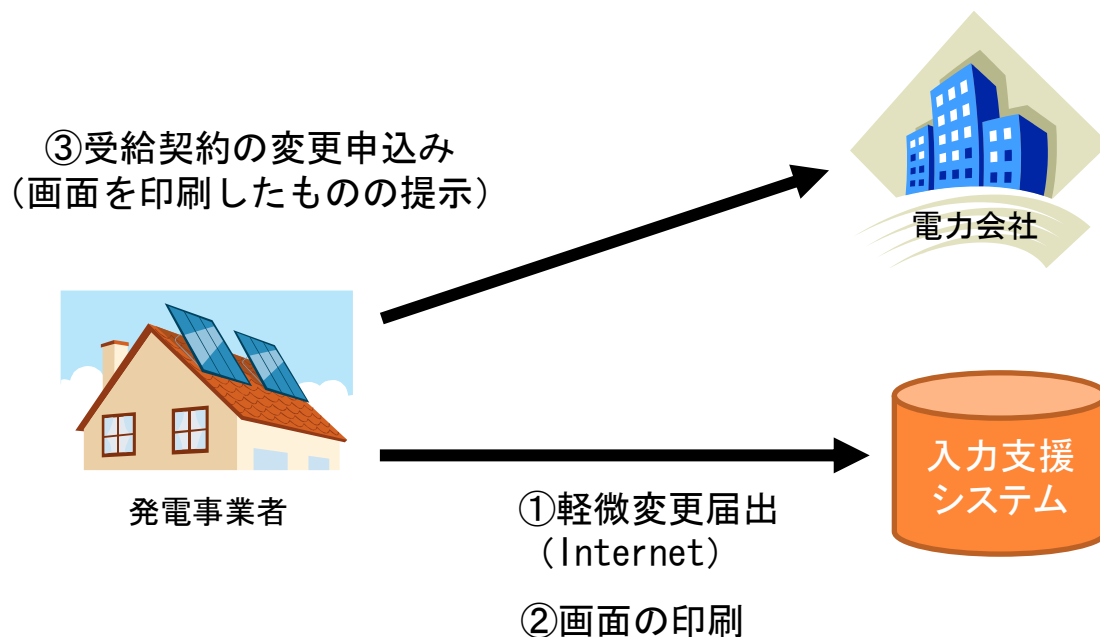
→±10kWの範囲内の変更であるため、軽微変更届出により訂正可能

9. 軽微変更届出・変更認定申請の運用について

(2) 具体的な手続

電力会社との間の契約変更手続を進めるためには、軽微変更届出を行ったことを証する書類を電力会社に提示する必要があります。

入力支援システムの画面（軽微変更届出を行ったことが分かるもの。90ページ「参考」参照。）を印刷したものを電力会社に提示。



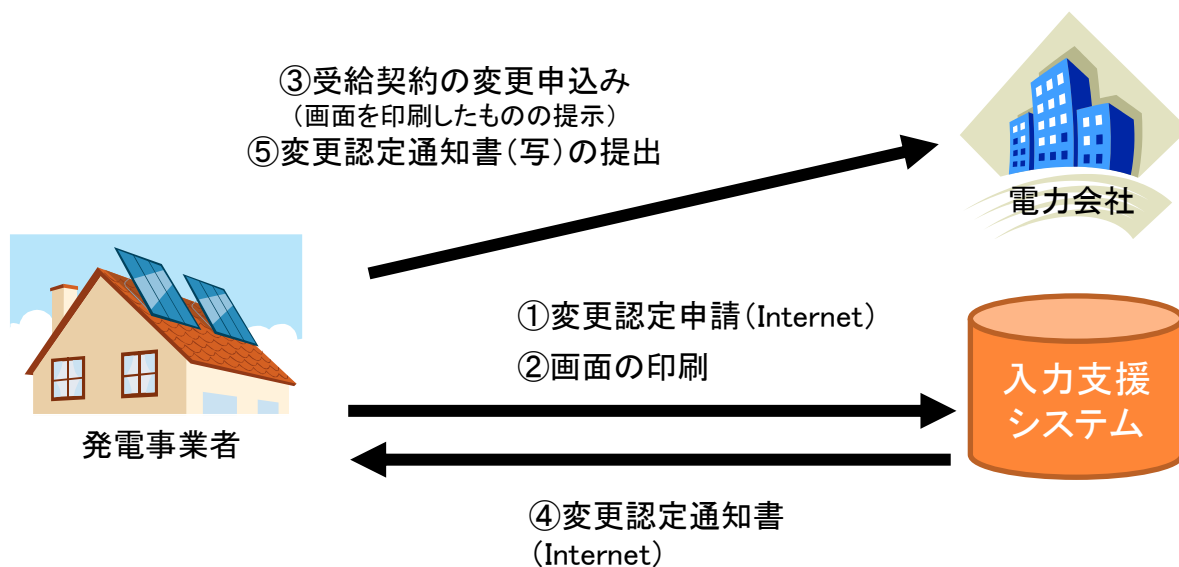
9. 軽微変更届出・変更認定申請の運用について

(3) 変更認定申請を行った場合における電力会社との契約手続

変更認定申請を要する変更の場合（軽微変更届出の運用変更前に変更認定申請を行った場合を含む。）であっても、変更認定申請手続中であることを証する書類を電力会社に提示することにより、当該変更に係る契約変更手続を一定程度（発電設備を新設する場合は受給契約締結前・工事着手前）まで進めることが可能です。

なお、変更認定通知書を受領した後は、速やかに当該通知書の写しを電力会社に提出する必要があります。

入力支援システムの画面（変更認定申請を行ったことが分かるもの。89ページ「参考」参照。）を印刷したものを電力会社に提示。



9. 軽微変更届出・変更認定申請の運用について

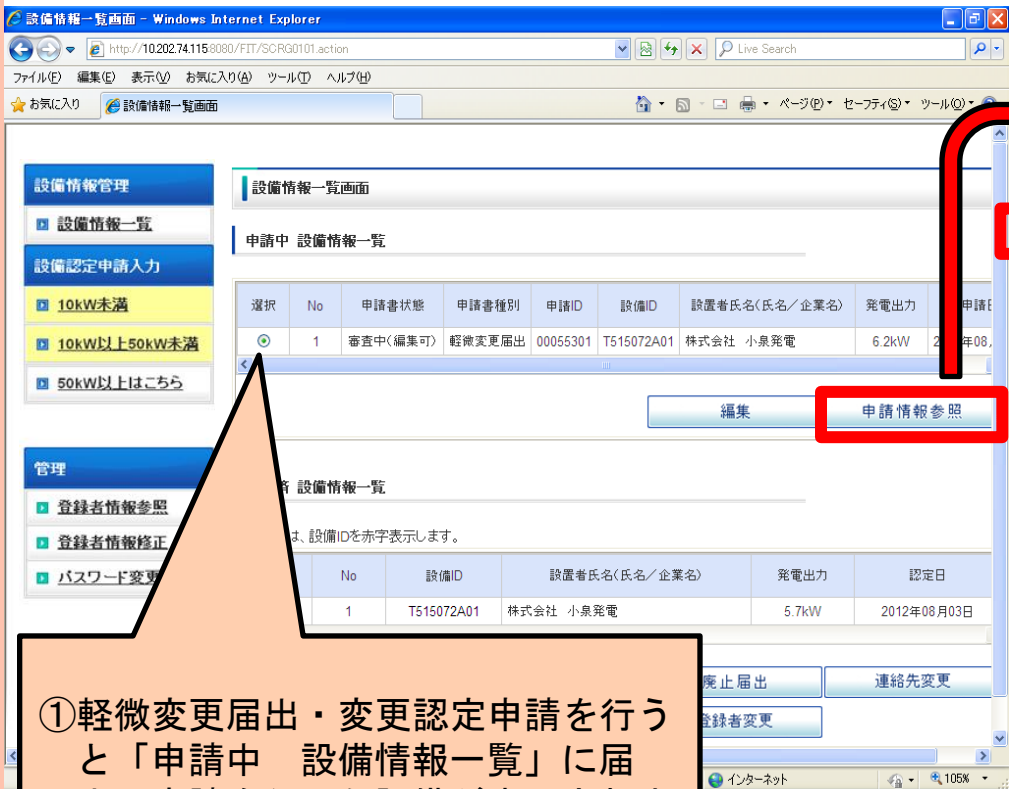
(4) 変更認定申請を行った場合における電力会社との契約手続

変更認定申請書の写しを電力会社に提出し、受給契約手続を進めるに当たっては、以下の点に御留意ください。

- ・ 受給契約の変更を行うためには変更認定通知書（写）が必要になります。50kW未満太陽光の場合は入力支援システムから通知書がダウンロードできるようになり次第、速やかに電力会社に写しを御提出ください。
- ・ 電力会社への供給開始前において、10kW未満太陽光の出力を10kW以上に変更することに伴い変更認定申請を行い、全量配線を希望される場合については、変更認定申請書の写しを電力会社に提出しても受給契約手続を進めることはできません。この場合は、原則どおり変更認定通知書が発行された後に、電力会社との契約手続を開始してください。

9. 軽微変更届出・変更認定申請の運用について

(参考) 50kW未満太陽光の軽微変更届出・変更認定申請画面の印刷方法



①軽微変更届出・変更認定申請を行うと「申請中 設備情報一覧」に届出・申請を行った設備が表示されます。「選択」欄にチェックを入れ、「申請情報参照」ボタンを押してください。

②届出・申請を行った設備の情報が表示されますので、ブラウザの「ファイル」の「印刷」を選択し、印刷してください。



※上記画面は軽微変更届出の例

10. 発電出力の考え方について

(参考)

発電設備が複数台ある場合、(W)単位で発電出力の合計値を計算し、合計値を(kW)単位に換算し、小数点以下第2位を切り捨ててください。

発電出力計算の例

太陽光発電設備 発電出力		
インバータ台数	1台目	2台目
1.発電設備	5785 W	5997 W
2.インバータ	5931 W	5987 W
1と2の小さい方	5785 W	5987 W
発電出力	5785 W + 5987 W = 11772 W 11772 W ⇒ 11.772 kW ⇒ <u>11.7 kW</u>	

1 1. 発電設備区分について

(参考)

発電設備区分は発電出力10kWの基準やシングル発電・ダブル発電(併設)を表す区分です。設備IDの先頭アルファベットにより表現されます。(ただし既設設備は発電出力には無関係で全てFより始まります。)

1. 2012年6月18日以降、固定価格買取制度の下で設備認定申請を行い、認定された場合

① 10kW未満の太陽光発電設備(シングル発電)の場合
→設備IDは、「S」から始まります。

② 10kW未満の太陽光発電設備(太陽光に自家発電設備等を併設(非常用自家発電設備を除く):ダブル発電)の場合
→設備IDは、「T」から始まります。

③ 10kW以上の太陽光発電設備(シングル、ダブル発電を問わない)の場合
→設備IDは、「A」から始まります。

2. 既設設備(特例太陽光発電設備)の場合

④ 太陽光発電設備(シングル、ダブル発電を問わない)の場合
→設備IDは、「F」から始まります。

※発電設備区分を変更する場合は**変更認定申請が必要**になります。

1 2. 外字入力について

(参考)

入力支援システムにおいては、登録できない漢字(外字)が存在します。
これらの外字について、システムに入力可能な常用漢字に置き換えられる場合は、置き換えて入力してください。事例の多いケースを下記に記載します。

(実際の漢字・文字)⇒(置き換え後)

ローマ数字 ⇒ アルファベット大文字に置き換えるパターン

崎 ⇒ 崎	祥 ⇒ 祥
高 ⇒ 高	昇 ⇒ 昇
① ⇒ (1)	瀬 ⇒ 瀬
② ⇒ (2)	陰 ⇒ 陰
徳 ⇒ 徳	晴 ⇒ 晴
桑 ⇒ 桑	隆 ⇒ 隆
濱 ⇒ 濱	
榴 ⇒ 榴	
福 ⇒ 福	
神 ⇒ 神	
柳 ⇒ 柳	
靖 ⇒ 靖	
喆 ⇒ 哲	
ム ⇒ ムム	

I ⇒ I
II ⇒ II
III ⇒ III
IV ⇒ IV

本ページに記載の例のような置き換えられる常用漢字が無いケースでは、**登録できない文字1字のみカタカナに置き換えてください。**
(登録できる文字は全て漢字で登録してください。)

一般社団法人太陽光発電協会

JPEA代行申請センター(JP-AC)

TEL:03-5501-2001

(受付時間 平日9:20~17:20)

FAX:03-5501-8521

第十一版における主な改訂内容（2013/7/1）

第一版 平成24年6月15日
第二版 平成24年6月16日
第三版 平成24年6月20日
第四版 平成24年7月30日
第五版 平成24年8月24日
第六版 平成24年9月7日
第七版 平成24年10月31日
第八版 平成24年12月27日
第九版 平成25年1月11日
第十版 平成25年2月8日
第十一版 平成25年7月1日

- 設置場所未確定時の注意事項を修正(P.24、31)
- 軽微変更届出により設備所在地の変更手続きが可能となる条件を明記(P.60)
- 地方税の該当性有無について説明ページを追加(P.27、35、63)
- 廃止届出に関する記載を追加(P.10、43、65、66)
- ダブル発電に関する説明として、単独設置と同様の区分で可となる条件を追記(P.81)
- パネルの種類・変換効率の入力説明追加(P.26)
- 参照画面における申請日の説明を追記(P.38、P.42)
- 太陽光パネルの型式(手入力)、(選択)の区別を変更認定、軽微変更のそれぞれに分けて記載(P.43)
- 登録者変更時の補足説明を追記(P.56)
- 屋根貸し事業に関わる申請の補足説明を追記(P.80)
- 発電出力の考え方を追加(P.88)

第十二版における主な改訂内容 (2013/8/6)

第一版 平成24年6月15日
第二版 平成24年6月16日
第三版 平成24年6月20日
第四版 平成24年7月30日
第五版 平成24年8月24日
第六版 平成24年9月7日
第七版 平成24年10月31日
第八版 平成24年12月27日
第九版 平成25年1月11日
第十版 平成25年2月8日
第十一版 平成25年7月1日
第十二版 平成25年8月6日

- その他の手続き、軽微変更届出の内容に規定法人該当性を追加(P.43)
- その他の手続き、軽微変更届出の設備の所在地変更時の説明を追記(P.64、65)
- その他の手続き、廃止届出の注意画面の説明を追記(P.68)

第十三版における主な改訂内容 (2013/10/25)

第一版 平成24年6月15日
第二版 平成24年6月16日
第三版 平成24年6月20日
第四版 平成24年7月30日
第五版 平成24年8月24日
第六版 平成24年9月7日
第七版 平成24年10月31日
第八版 平成24年12月27日
第九版 平成25年1月11日
第十版 平成25年2月8日
第十一版 平成25年7月1日
第十二版 平成25年8月6日
第十三版 平成25年10月25日

- 大幅な出力変更を伴う変更認定申請の説明を追記(P.52、53、54)
- 登録者変更時の注意文の追加(P.59)

第十四版における主な改訂内容（2013/11/14）

第一版 平成24年6月15日
第二版 平成24年6月16日
第三版 平成24年6月20日
第四版 平成24年7月30日
第五版 平成24年8月24日
第六版 平成24年9月7日
第七版 平成24年10月31日
第八版 平成24年12月27日
第九版 平成25年1月11日
第十版 平成25年2月8日
第十一版 平成25年7月1日
第十二版 平成25年8月6日
第十三版 平成25年10月25日
第十四版 平成25年11月14日

■ 申請取り下げ機能の説明を追記(P.38)

第十五版における主な改訂内容 (2013/12/25)

第一版 平成24年6月15日
第二版 平成24年6月16日
第三版 平成24年6月20日
第四版 平成24年7月30日
第五版 平成24年8月24日
第六版 平成24年9月7日
第七版 平成24年10月31日
第八版 平成24年12月27日
第九版 平成25年1月11日
第十版 平成25年2月8日
第十一版 平成25年7月1日
第十二版 平成25年8月6日
第十三版 平成25年10月25日
第十四版 平成25年11月14日
第十五版 平成25年12月25日

■設備名称の新規登録、軽微変更届出の説明を追記(P.23、30、43、63)

第十六版における主な改訂内容（2014/2/12）

第一版 平成24年6月15日
第二版 平成24年6月16日
第三版 平成24年6月20日
第四版 平成24年7月30日
第五版 平成24年8月24日
第六版 平成24年9月7日
第七版 平成24年10月31日
第八版 平成24年12月27日
第九版 平成25年1月11日
第十版 平成25年2月8日
第十一版 平成25年7月1日
第十二版 平成25年8月6日
第十三版 平成25年10月25日
第十四版 平成25年11月14日
第十五版 平成25年12月25日
第十六版 平成26年2月12日

- 発電設備区分についての説明を追記(P.95)
- 軽微変更届出における型式の変更についての説明を修正(P.65)
- 外字入力についての説明を追記(P.13、24、31、72、96)
- 運転開始前の大幅な出力変更申請時の注意画面を修正(P.53)
- 廃止届出時の注意画面を修正(P.71)